

# 令和6年(2024年)第8回ニセコ町議会定例会

令和6年(2024年)12月13日（金曜日）

## ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
- 3 発議第 2号 國土強靭化に資する社会资本整備等に関する意見書案  
(産業建設常任委員会報告)
- 4 議案第 1号 ニセコ町気候変動対策推進条例
- 5 議案第 2号 ニセコ町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 6 議案第 3号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議案第 4号 ニセコ町防災会議条例の一部を改正する条例
- 8 議案第 5号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算
- 9 議案第 6号 令和6年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 10 議案第 7号 令和6年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 11 議案第 8号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 12 議案第 9号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 13 議案第 10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 14 議案第 11号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算
- 15 議員派遣の件について
- 16 閉会中の継続調査の申し出について  
(議会運営委員会)

## ○出席議員（9名）

1番 高瀬 浩樹	3番 高木 直良
4番 樺原 龍弥	5番 前原 孝植
6番 小松 弘幸	7番 斎藤 うめ子
8番 木下 裕三	9番 篠原 正男
10番 青羽 雄士	

## ○欠席議員（1名）

2番 大野 幹哉

○出席説明員

町	長	片	山	健	也
副 町	長	山	本	契	太
総務課	長	福	村	一	広子
総務課	参事	森		玲敏	雄
消防庁舎整備室	長	黒	瀧	幸則	則
企画環境課	長	桜	井	孝	宏
企画環境課	参事	阿	南		
税務課	長	鈴	木		健
町民生活課	長	富	永		匡
保健福祉課	長	重	森	省	宏
農政課	長	中	川	博	視
農業委員会事務局					
農政課	参事	長	田	陽	介
国営農地再編推進室	長	石	山	智	
商工観光課	長	馬	渕	由	香
商工観光課	参事	三	上	進	
都市建設課	長	橋	本	啓	二行
上下水道課	長	石	山	康	茂
総務係	長	佐	木	一	登
財政係	長	浅	井	理辰	三
教育	長	片	岡	伸信	隆
総合教育課	長	淵	野		幸
総合教育課	参事	阿	部		
こども未来課	長	齋	藤		
学校給食センター	長	三	橋		
代表監査委員		佐	竹		
農業委員会	会長	荒	木		

○出席事務局職員

事務局長記	高佐	瀬藤	達秀	矢美
-------	----	----	----	----

開議 午前 9時55分

◎開議の宣告

○議長（青羽雄土君） ただいまの出席議員は9名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄土君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において7番、斎藤うめ子君、8番、木下裕三君を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（青羽雄土君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

6番、小松弘幸君。

○6番（小松弘幸君） それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回は、猟友会の報酬等と鳥獣対策について質問いたします。

有害鳥獣駆除による報酬については、市町村が地元猟友会などと協議して個別に決めており、報酬の金額や条件などは地域によって様々です。北海道猟友会倶知安支部ニセコ部会がニセコ町鳥獣対策実施隊として18名が任命され、被害防止計画に基づく捕獲や防護柵の設置といった実践的活動を行っています。

町ではこの実施隊に農業被害を減らすべく有害鳥獣駆除を委託しています。実施隊の皆さんには、エゾシカやアライグマ、カラス等による農作物被害を減らそうと、一生懸命駆除活動を行っておりますが、容易に被害は減っていないのが現状です。駆除することで委託料から報酬が支払われますが、駆除数が多く、予算が追いついていないのが実情です。倶知安支部は7町村で構成されておりますが、当町をはじめ他町村の報奨金等についてはどのようにになっているのか、有害鳥獣の種類によっても違があるかと考えますが、これについて伺います。

○議長（青羽雄土君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 本定例会もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、猟友会の関係につきまして、小松議員のご質問にお答えいたします。

まず、有害鳥獣駆除につきましては、常日頃から猟友会ニセコ部会の皆様には農業被害削減のため、大変なご苦労をおかけし、ご協力をいたしていることに対して、この場を借りて厚く感謝、お礼を申し上げたいと思います。

ニセコ町では駆除対策は委託事業として行っておりますが、お話しいただいたとおり、各市町村により、委託費であったり報償費であったりと、地域、状況によってその方法はまちまちでございます。後志管内における捕獲などに対する経費ですが、1頭当たり鹿は7,000円から2万円、アライグマ、タ

ヌキについては1,000円から7,500円、パトロールについては、1日であれば3,000円から1万円、年間であれば6万円から10万円の間でそれぞれ設定されているようでございます。

また、駆除対象動物についても、その地域ごとに被害特性が違うことから、町村ごとで特に個体調整に注力する対象が変化しているというふうに聞いてございます。ニセコ町におきましては、農業被害に対する対応として、鹿、アライグマ、カラス、タヌキにつきましては、獣友会に駆除を委託事業としてお願いをしているところでございます。

熊については、別途報償費として予算を確保しているところでございます。また、特にカラス被害の多い別太地区においては、大型の箱わなで捕獲業務を事業者の方に委託し、個体減少を目指し進めているところでございます。

なお、キツネに関しては、ボランティアの皆様の大変なご尽力により、ベイトを散布いただいて、エキノコックス対策を実施していることから、駆除での個体調整は行っていない状況となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6番（小松弘幸君） 獣友会は職業猟師ではなく、ふだんは別の仕事をしている方々が中心で、趣味のハンティングというより業務としての鳥獣捕獲に携わっているメンバーです。駆除用のハーフライフル銃はサボットスラッグ弾という単弾の一発玉を使用しますが、価格が値上がりしている状況です。今まで500円だったのが昨年で800円、現在はさらに値上がりしています。

また、捕獲方法として、わな猟の割合が高く、毎日見回りしなければならないのが実情です。近隣の町では予算が確保され、見回りすることで報酬があると聞いています。有害鳥獣対策を円滑に進めていくためにも、パトロールを含めて、駆除報酬を見直し、増額すべきと考えますが、これについてお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 中川農政課長。

○農政課長（中川博視君） 小松議員のご質問にお答えいたします。

単価報酬の部分、先ほども町長のほうからお答えしましたが、委託費でやられていて、獣友会の中で皆さんに振り分けして渡しているという形なので、その部分に関しては、うちのほうでも単価いくらだということは正直把握していないという状態です。

ただ、確かに近年弾頭をはじめとして捕獲機器等も含めて値段が上がっていると。あと、後志地区に関しては、ニセコもそうですけれども、鹿、アライグマなどの捕獲依頼、頭数が増えてきているという部分で捕獲依頼の増加に伴って見回りの回数などが増えているという部分は獣友会の皆さんから聞き及んでいるところです。

現在、予算編成の部分を進めているところなので、その部分に関しても獣友会の方からいろいろお話を聞かせてもらっているところです。今後も、獣友会と町が良好な関係を継続して、農業被害が少しでも減らせるように努めていきたいと考えています。以上です。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6番（小松弘幸君） 電気柵は長さによっても、またバッテリー容量によっても値段が違ってきますが、例えば長さが750メートルで2段、いわゆる2本線が一式で25万4,800円プラス税で、追加資材の

ビビット1000型のセンサーで9万7,000円プラス税となり、購入すると30万円を超えます。場所が離れていて、2か所に設置しようとすると倍の購入費がかかります。ニセコ町は電気柵の補助については年に1回、補助の上限が10万円ですので、個人負担が大き過ぎると訴えています。農業者の負担を少しでも緩和するためにも、補助額あるいは補助率を上げることができないか、伺います。

○議長（青羽雄土君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 小松議員の再質問のほうにお答えしたいと思います。

町で実施している鳥獣害防止対策支援事業に関しては、当初、アライグマからの農業被害を予防するという主眼として進めさせていただいた事業になります。現在でもアライグマの捕獲頭数は増加の一途で、まだまだ対策が必要な状況ですが、ご承知のとおり、近年においては鹿の農業被害も増加しているというところでございます。これにより、この補助事業の部分で鹿対策の資材申請が増加しております。ただ、アライグマと鹿では、機材の部分と防御する高さの部分が変わってきていますので、金額についても大分、値段が倍以上になっているところは多くの生産者から相談されているところです。

うちとしては、次年度に向けて、限度額の上昇の対応を含め、資材高騰の実勢に合わせることをできるだけ対応していきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（青羽雄土君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ニセコ町におきましては本当に獣友会の皆さんのがんばりで、大変出動回数も多くやっています。委託費につきましては、獣友会の皆さんとすり合わせをして、今後、決定していくまでも、電気柵についても今、増額するという方向で予算査定に臨みたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄土君） 次に、5番、前原孝植君。

○5番（前原孝植君） 通告に従いまして一般質問させていただきます。

にこっとBUS（デマンドバス）運行について。

にこっとBUSの運行費用は全額町税で賄われ、ニセコバス株式会社が運行を担当しています。冬季には多くの旅行者が利用するため、町民が利用しづらい状況が生じています。このサービスを町民専門に限定することについて、以下の点をお伺いします。

①にこっとBUSを町民のみの利用に限定することは可能でしょうか。また、その際の運行体制や費用負担への影響についてどのようにお考えでしょうか。

②にこっとBUSの運行に際し、AIシステムが導入されていると伺っています。このシステムの具体的な内容と、導入にかかった予算について御説明ください。

○議長（青羽雄土君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの前原議員のご質問にお答えいたします。

1点目につきましては、限定的なデマンドバスの利用については制度上問題はなく、ほかの町村では登録制を用いて導入している町村もございます。

また、現在2台で運行しているデマンドバスを1台増やした場合、約1,150万円程度の追加費用が見込まれる予定になってございます。参考に現在のデマンドバスは2台で約3,400万円の運行経費がかか

っておりますが、そのうち8割の2,720万円が特別交付税で措置されているという状況でございます。

2点目につきましては、現在の予約システムにAIは導入されておりません。ニセコバス株式会社のオペレーターが電話を受け付け、予約状況や運行経路を判断しているような状況でございます。

現在の予定では、来年3月頃から電話だけでなく、ウェブ予約が可能となるAIシステムへの入替えを行うということで現在作業をしているところでございまして、これにかかる予算は1,220万円となり、その全額は過疎地域持続的発展支援交付金という交付金を利用させていただくということで進めておりますので、ご理解くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄土君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再質問させていただきます。

バスの利用者数の人数なんですけれども、これは360日で7時間稼働として割り振ると1時間当たり平均3組の乗車率となります。なので2台走っているんですけれども、ぱんぱんで動いているのかなと感じます。

町民からの要望なんですけれども、こちらAIの予約システムを導入する際に、到着が15分から20分ほど遅れるという説明を受けたんですけれども、やはり利用者数が平均1.5人とかですので、利用している人々は、バスよりもタクシーという認識で利用していると思います。先ほどの1時間3組という乗車率なので、乗車率も上げることも難しいのかなという考え方もありまして、できればオンラインで搭乗者の方をピックアップできるようなことをもう一度考えていただけることは可能でしょうか。

○議長（青羽雄土君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 前原議員ご指摘のとおり、何時何分でどこにということで今現在動いているものですから、結局個人の方1人のために移動しているということの状況が大変多いという状況になってございます。現在AIシステムを導入して、考えておりますのは、やはり乗車率を上げて、皆さんが利用できるというふうにしたいというように考えておりまして、現在のところ15分間隔で、例えば9時という予約があれば、15分間余裕くださいねと、その間に近いところで予約があれば、その人たちを拾っていきますということで乗車率を高めたいというふうに考えております。

このデマンドバス導入の当初の目的は、福祉面で多くの皆さんを利用していただくということにしておりますので、そこにしっかりと配慮していこうということにしています。そのことによって乗車率が高まって、より多くの皆さんを利用できるのではないかと考えて現在計画を進めているというような状況でありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄土君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再質問させていただきます。

たしか、にこっとBUS、デマンドバスの運行については、令和3年頃は利用者数が1万2,000人ほどいたと思います。それで現在8,000人、9,000人ほどに減少しているんじゃないんでしょうか。また、先ほどお伝えしたとおり、乗車率を上げるのはなかなか難しいのではないかなど思います。

もう一つ、AIについてなんですけれども、この配車に関してのAIというのはかなりちょっと難しいと思うんですね。配送、例えば郵便局で荷物が100個あった、それを1日で配送するのに最短のスピー

ドをAIで計算してくださいというのは可能なんですかけれども、その乗車率を上げたり配車のピックアップというのをAIでどのようにAI化するのかなというのが僕はちょっと理解できないんですけれども、そちらのAIというもの仕組みというのをもう一度教えてください。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 私のほうから、AIという表現が正しいかどうかはちょっと別ですが、乗車の時間の幅を設ける中で、その幅の範囲に入ってきた予約、これを結んで運行させるというような基本的なシステムというふうに理解をしています。ですから、例えば10時に出発して駅に10時5分に着くんだけども、そこを15分の幅を持って駅に、例えば10時に出発しても10時20分までには着きますという形にした中で、そこに次から次と予約が入ってくるというところをピックアップしても、12時20分までに間に合うという部分をきっと選択をして拾い上げて、なるべく多い人数を拾って駅まで例えば届けるというような、そういうところをシステム的に、何というんでしょうか、選択をして実施をすると、そのようなシステムになってくるだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） AIシステムにつきましては、もう既に多くの自治体で導入されておりまして、事業者さんはたくさんおられるんですけれども、スマートフォン等でウェブで予約をすると、それを集めてきて、AIを使って、路線をAIが自動的に、こう回っていけばいいですよという拾い上げるシステムを導入するということでありますので、例えば西側で、南西地区で要望があったといったような時間帯であれば、ちょっと5分遅れるけれども、こういうふうに拾っていくと有効な路線ができるというのを人工知能でやるという仕組みで、これは全国でも相当数入っております。今回はその中でニセコ町に一番合うのではないかというシステムを導入しようということで今検討を進めているという状況でありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） ギフトカード配布事業について。

地域通貨環境整備業務委託料として議会で可決された議案が、議会への事前の説明もなくギフトカードの予算へと変更されている件についてお伺いいたします。

①なぜこのような経緯になったのでしょうか。

②企画環境課、商工会、町民、そして議会が紙媒体の配布を求めているのにもかかわらず、なぜギフトカードが採用されたのでしょうか。

③5,000円分の配布にかかった経費の内訳を前年度及び今年度についてお示しください。また、紙1枚の印刷コストとギフトカード1枚のコストをそれぞれお答えください。

④この事業者との契約は随意契約なのか、それとも一般競争入札によるものなのかをお聞かせください。随意契約である場合、地方自治法施行令第167条の2第1項におけるどの条件に該当するのか、ご説明願います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまの前原議員のご質問にお答えいたします。

1点目の御質問ですが、地域通貨環境整備業務委託料は、今年3月のニセコ町議会予算特別委員会で

ご説明のとおり、電子マネーが地域で使える環境整備を進めたいとのことで、今回の生活支援としてのギフトカードの使用に係る経費に使用されるということになって進めております。

次に、2点目につきましては、今般の予算については、当初から電子化の中で行うことを説明しております。紙媒体で配るというような要請は受けておりません。前原議員さんが誤解されているようなので念のため申し添えさせていただきます。本予算につきましては、町議会への予算案の提案の中でご説明させていただいたとおり、物価高騰対策生活支援給付金として、全町民を対象にして電子ポイントで配布することとしているところでございます。

次に、3点目につきましては、令和5年度の配布などに係る全体経費は約170万円、令和6年度約700万円となってございます。また、紙の商品券とギフトカードの作成費につきましては、紙の商品券の場合は、1人5,000円分で77円、額面500円掛ける10枚のものでありますが、配布対象者5,100人分では39万2,700円となり、ギフトカードの場合は、1枚30円で5,100人分でございますので、15万3,000円となってございます。

次に、4点目につきましては、本契約は随意契約であり、契約方法の根拠は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄土君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再質問させていただきます。

その交付金の2,550万円を町民に分配する費用なんすけれども、前年が、おっしゃったように150万円ほどでした。それで今回700万円に上がるということに対して、2,550万円を配布する経費にかかり過ぎではないのかというような町民の声も聞いています。

それと、当初、企画環境課に聞いたときには、事務経費850万円の内訳なんすけれども、こちらはコールセンター費用であったり、あとシステムの依頼等で、地域通貨を使うということになっていたんですけども、このギフトカードというのは地域通貨になるんでしょうか。

もう一つ、④番についてなんすけれども、こちら随意契約の具体的な、なぜ随意契約になれる事業者であったのか、その基準をお答えください。

○議長（青羽雄土君） 桜井保健福祉課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ちょっと順番前後いたしますが、④の随意契約の根拠の説明でございます。

条文等につきましては、今、町長から報告のあったとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定ということで、この規定の内容が、性質または目的が競争入札に適さないものとするときというのが、ここの原文でございます。その根拠につきましては、せんだってもちょっと私のほうから御説明させていただいたとおり、本町において電子通貨を用いたふるさと納税を既に実施していることで、まずこの当該事業者に地域通貨に関わるノウハウがあるという点、それと併せて、ニセコ町の指名入札参加資格登録においてこの事業者が登録をされているということで、この業務を受託できる事業者が1者のみであるということで、この1者を随意契約として指定したというふうな流れになってございます。

それと2番目のご質問であります。当初予算でご説明しております850万円の予算につきましては、

私のほうで確認した中では、今回のこの町民1人5,000円を配るために地域通貨、いわゆるギフトカード、ギフトマネーの配布のためのシステム等の使用に係る予算をここから支出するというふうに聞いていたところでございます。

また、1点目のこの1人5,000円を配る経費につきましては、現状としては前年度、紙、いわゆる商品券で配布したときよりも今回の方がシステムの使用料などを含めて経費はかかっているというのが現状でございます。以上です。

○議長（青羽雄土君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 補足させていただきますけれども、これまで紙で配らせていただいて、それがどういうふうに使われているかというのは、最終的に集計をそれぞれのところでして、出してくるということですが、世間ではよくデジタル化というふうに言われておりますけれども、日々使っている状況は分かりますし、最終的にまとめも電子化できちつと出てくると、瞬時に出てくるという仕組みなので、紙媒体で配って、紙の枚数を確認する社会から、これからやはりもう電子マネーに切り替える必要があるんじやないか。その一助として今回電子化を促進することによって、まだ置いていない店もニセコ町にはたくさんありますので、将来的な地域通貨の運用に資するんではないかということですので、これからずっとこの経費がかかるわけではありませんので、まず最初にそういう基盤整備を行っていきたいというふうに考えているところであります。

また、私どもe旅納税を既に進めておりますけれども、できるだけe旅納税を観光客の皆さんも扱っていただけるようなお店あるいはレストラン、宿泊施設等を増やしていきたい。今回きっかけとなつて、これが町内の決済のデジタル化に大きく進歩するんではないかというふうに考えております。

トータル的には、今後出てくるであろう類似のシステムの場合もこのシステムを利用できますので、事務の効率性という面では非常に楽になって、事務効率が高くなるというふうに思っております。今回につきましては、あえて使い切りのカードにしておりますが、こういったデジタル化のポイントを使うという習慣ができれば、さらに今後、国からこういう給付制度ができた場合も簡単に進めることができるんではないかということで考えておりまして、事務の効率化あるいは住民の皆さんの利便に大きくデジタル化は貢献するんではないか、このように考えているところでありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄土君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再々質問させていただきます。

まず事業者、町民の声です。カードリーダーをまた新たに置くようなスペースはなかつたりというのがまず一つ大きい理由で、紙がいいというような声がありました。

もう一つ、去年は150万円でできたものを、今回500万円もかけてカードリーダーを入れて導入されても、それを受けてくれる事業者さんが何者になるのか、そこが疑問になっております。例えば今から導入に対していろんな店舗に置きに行くと思うんですけども、それが例えば20店舗だけでしたら、そのギフトカードはその20店舗でしか使えないということになるんでしょうか。

もう一つ、この事業者に関してなんですかけれども、前回もご指摘させていただいたんですけれども、事業の決算、帝国データバンクで拝見したところ、4期連続1,000万円超えの赤字が続いております。

経営状況に関しても、随意契約を取れるような基準なのか、また、社員も3人となっており、エンジニアが1人です。そのシステム等々を使うのであれば、最低5人、10人、そういったシステムエンジニアを抱えているような会社に発注するのが随意契約というものではないでしょうか。そこら辺をお答えください。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただいまの前原議員の質問にお答えいたします。

まず今回のこの5,000円を配るということに対して、登録してくれる店舗の状況でございますが、先週の金曜日、12月6日時点で約30店舗の方から登録するというようなお申し出等がありました。今回この配布に当たっては、12月20日、来週の金曜日までを登録の受付としておりますので、ちょっと最終的に何店舗、何者になるかというのは、今段階では今御説明したとおりの数でございます。

それと、今回こちらの会社への委託の対応の部分につきまして、現状で今登録されている社員が3名というようなお話だったんですけれども、今回のこのニセコ町の5,000円配布のために、実質の常駐していただける社員というのは数名増やしていただけるということを確認しているのと、あと今回配布するカードにも記載しているんですけれども、何かあった場合の対応は原則24時間電話対応で行つていただけるというところは今のところ確認している状況でございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 橋本都市建設課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 入札参加資格の指名登録に関しては、都市建設課のほうでやっておりますので、私のほうでちょっと補足をさせてください。

基本的に入札に参加するための指名登録につきましては、北海道の技術センターというところで審査してもらっています。これは北海道内の市町村が登録しているところ全てこちらで審査しているので、審査についてはこちらでやっているんですが、基本的にその入札に参加できない場合というのは、赤字等というのは実はなくて、一つ目が反社会勢力とつながりがある場合、あとは税金を滞納している場合、あと、一度入札参加を取り消されて2年を経過していない場合、あともう一つが会社が倒産、破産した場合なんですけれども、こちらが職務の制限がいろいろかかるんですが、これが裁判所等で再び営業していいよとか、その復権の解除されていない場合、この四つになります。以上です。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 私のほうからも一つ、お答えしていない部分があろうかと思います。

今の入札参加の部分ということで赤字の会社でもというところのお話もありましたが、そこはそのような形でということでございますが、町民の皆さんから紙がいいというようなお話、やはりいたいたいたというところでございますが、ここについては先ほど町長からもお話をさせていただいたように、確かに今回については紙ベースで一度配るよりは経費がかかるということにはなっておりますが、将来の地域通貨の基盤整備という形で一步踏み込みたいという話の中から、紙ベースがいいとおっしゃる方ももちろんいらっしゃるでしょうけれども、今回については電子ポイントでお配りするということでやらせていただくという判断をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 次の質間に移ってください。

○5番（前原孝植君） ニセコ小学校自家消費型太陽光発電設計等業務委託について。

ニセコ小学校では、高圧受電による電気料金の削減を目的として、キュービクル変電設備の設置が必要である旨、議会に政策案件として説明がありました。しかし、キュービクル変電設備の設置という目的でありながら、事業費が総額990万円に上る点について以下の詳細をお伺いします。

①キュービクル変電設備の設計に必要な経費は70万円とされていますが、その他の委託料920万円について、その内訳を詳細にお答えください。

②キュービクル変電設備以外に係る費用、新エネルギー設計支援事業補助金の活用提案は、ニセコ町側からの提案なのでしょうか。それとも執行部側からの提案によるものなのでしょうか。

③キュービクル変電設備の設置に関しては、ニセコ町の電気設備会社でも対応が可能と思われますが、あえて委託先を選定した理由をお聞かせください。また、この契約も随意契約によるものなのでしょうか。

○議長（青羽雄土君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） それでは前原議員のご質問にお答え申し上げます。

ご質問の小学校自家消費型太陽光発電設計等業務委託につきましては、夏の暑さ対策として設置するエアコン設備に対応した受電設備の検討設計を行うとともに、太陽光発電による自家消費活用の最大化や断熱改修による電力使用量の削減について調査検討を行うものでございます。これにより、ニセコ小学校が使用するエネルギーによる環境負荷を低減し、町が目指す地球温暖化対策を進めていきたいと考えているところでございます。

1点目の業務の内訳につきましては、株式会社ニセコまちから徴収した見積り価格では、エアコン増設に対応した受電設備の調査検討が70万円、太陽光パネル設置の調査設計が70万円、窓や屋根などの断熱・遮熱方法の検討など省エネルギー対策の調査設計が350万円、学校設備の省エネルギー診断が410万円の計900万円に消費税を加算した990万円となってございます。

2点目についてです。株式会社ニセコまちは、学校のエアコン導入時、当初から関わっていたいてきたところでございます。昨年度、補正予算で計上させていただいた学校設備へのエアコン導入に係る調査業務については、札幌市の建設会社などによる指名競争入札では不調という結果になりました。しかし、その後、同社に業務を引き受けさせていただくことができ、適正なエアコンの使用や使い方を検討いただいたり、夏前のエアコン稼働に間に合わせるための段階的な整備を提案いただくなど、現状の設備活用や地域の特性を十分考慮した整備手法を検討いただいたところでございます。町教委としては、エアコン導入後は効率的な活用や断熱などの設備改修が必要と認識しており、これらについても併せて当方から相談をしてきたところでございます。こうした中で同補助事業の情報を得て事業の申請に至ったものでございます。

3点目につきましては、本町の電気設備会社でも充電設備の工事自体は施工ができるものの、電気設備の会社ではエアコン追加設置のためにどのぐらいの受電設備の増強が必要かを判断することが難しいと伺ってございます。このことから、ニセコ小学校の現在の電気設備の状況に精通した者が適正な受電設備の改修について検討する必要があると判断し、業務を委託したものでございます。また、契約の方法につきましては、さきに申し上げたとおり、学校の電気設備に精通していること、また、ニセコミライ街区で太陽光発電設置の実績があることなどから、同社への随意契約として発注してご

ざいます。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（青羽雄土君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） ①番なんですけれども、これはちょっと私の勘違いだったんですけれども、ニセコ小学校にクーラーを設置するということが目的だと思うんですけれども、財源が乏しい町村自治体において、そのクーラーを設置するためにキュービクル変電設備を入れる、そこまで一応課題は解決すると思うんですけれども、今のお話を聞くと、ニセコ小学校にソーラーパネルを設置して、キュービクル変電設備をつけて、かつ、修繕といいますか断熱等々も入れ込むというような規模の話になっているんですが、それ全体でおおよそでお幾らぐらいになるんでしょうか。

○議長（青羽雄土君） 淵野総合教育課長。

○総合教育課長（渕野伸隆君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

今回のキュービクルの検討につきましては、ニセコ小学校に今回、夏の暑さ対策としてエアコンを導入させていただいております。段階的に今入れさせていただいておりまして、今年度の夏に子どもたちが使っている普通教室の部分のエアコンの整備をさせていただきました。この部分については、現状の既存のキュービクル、受電設備の中で電気容量が間に合うということだったので、その部分については改修工事なしでやったと。今残っている部分が、職員室ですとか、校長室ですとか、それからもう一つ私たちがこれはどうしてもやりたいと思っているのが保健室でして、子どもたちの安全に休む場として保健室にもつけたいというふうに思っております。ただ、これら増強するに当たっては、どうしても現状の受電設備では足りないので、今回設計をお願いして、新しいエアコンの増設に対応した受電設備を検討いただこうという趣旨でございます。

それに加えて、今ご指摘いただいたとおり、ニセコ小学校につきましては、実は暖房も電気設備になっておりまして、非常にCO<sub>2</sub>の排出も多い公共施設になっております。そういった中で、町のほうで今、CO<sub>2</sub>の削減、環境負荷の低減、地球温暖化対策を進めておりますので、今後、将来的に電気をどんどん使うというよりは、CO<sub>2</sub>削減の施設に向かっていきたいというふうに考えてございます。そういう意味で太陽光の導入ですとか断熱の改修を進めることによって、環境負荷の少ない学校にしていきたいというふうに考えておりまして、そういう意味で今回手法ですとか、それから設備の選定なども今回の業務の中でお願いをしているところでございます。

最終的に、その金額がどのぐらいの事業規模になるかということについては現状ではちょっとまだ把握できておりません。今回の委託業務の中でそれに係る工事費はどのぐらいかかるのかといったことも含めて検討いただくこととしておりますので、そういう意味で今回手法ですとか、それから設備の選定なども今回の業務の中でお願いをしているところでございます。以上です。

○議長（青羽雄土君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再々質問させていただきます。

今のご返答ですと、どれぐらいかかるかというのが分からずに発注するとおっしゃっているんでしょうか。そこまでやる必要がまずあるのか、そのCO<sub>2</sub>削減の前に、財源を確保して、町民に貴重な財源を分配するほうが町民にとってはよろしいのではないでしょうか。

もう一つ、株式会社ニセコまちからの請求書の件についてなんですけれども、ニセコまちから来た

金額は990万円で、この数字はちょっとおかしいなと思いまして、いろいろ調べてみたところ、新エネルギー設計支援事業補助金の補助金上限額が500万円です。補助率が2分の1、つまり1,000万円の請求書を立てると満額来るというシステムなんですが、本来であれば、こういったことをするよということに対して、例えば600万円かかります。1,200万円かかります。それで、必要だからこれやりましょうということになるんですけども、何でこれぴったりこの上限どおりの発注になっているんでしょうか。その発注された内容が本当に正しいかどうかというのがちょっと不明瞭な点が見えます。その辺り、お答えできますでしょうか。

○議長（青羽雄土君）　淵野課長。

○総合教育課長（淵野伸隆君）　ただいまの再々質問についてお答えいたします。

まず、今後、設備を改修するに当たって、どのぐらいのお金がかかるか分からぬのではないかということですけれども、確かに私どもとしてもそれが費用対効果に見合っていない中で、その改修を全てやるかどうかというところについては、何でもかんでもやるというつもりではございません。国では、省エネルギーですとか、そういった新エネルギーの設備について補助するような制度もありますので、そういった制度の活用も含めて町の財源の有効活用は十分配慮していきたいというふうに考えてございます。

それから、電気料金の関係でいきますと、ニセコ小学校が今契約している電気については、毎日の最大の使用量をいかに抑えるかということが電気料金の削減につながるような制度の料金プランに加入しております。最大値が高くなると、次の月から1年間、その最大値に応じた基本料金を支払っていくというような制度の電気料金になっておりまして、いかに電気の最大値を下げるかというところが電気料金の削減につながるということになっていますので、そういったランニングの部分も含めて検討していく必要があるのかなというふうに考えてございます。

それから、もう1点の積算の費用の内容の件でございます。

まず今回、今、教育長の答弁させていただいた部分については、見積り当初の予算策定に当たりまして株式会社ニセコまちから提案をいたしました見積書について記載されていた金額をお伝えしたところでございます。実際の契約につきましては、その後、予算成立後にニセコまちさんと見積り合わせ、随意契約の場合は入札でなく見積り合わせという言葉を使いますけれども、見積り合わせをさせていただきまして、税抜きで855万円、契約額で940万5,000円で最終的に町と契約をさせていただいているところでございます。

そういったところで、ニセコまちさんの方でも、最終的には業務の内容を精査されて見積り合わせに応じていただいたというふうに考えているところでございますので、御理解くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（青羽雄土君）　次の質問に移ってください。

○5番（前原孝植君）　ニセコ高校改革について。

高校改革に関して、現時点での費用や計画の全体像が把握できない状況にあり、以下の点について詳細をお伺いいたします。

①以前、教育長は高校の寄宿舎建設に関して「予算の上限は定めていない」と回答されていました

が、この発言は計画性の欠如を示しているように思われます。これについてどのようにお考えでしょうか。

②高校給食は廃止されるのか。その場合の理由と対応策についてお聞かせください。

③改革を進める中で、保護者の負担が増加する可能性があるのではないかでしょうか。もし増加するのであれば、その具体的な内容や金額について御説明ください。

④高校改革全体に係る費用はどの程度になると見積もられているのか、また、この改革計画について保護者に十分に周知しているのか、御説明願います。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 前原議員の御質問にお答えいたします。

高校改革の全体像については、これまでに多くの議会において説明をさせていただいたところでございます。また、寮や校舎改修につきましても、政策案件設備においてもお知らせさせていただいたところでございます。しかしながら、予算については実施設計が終わっていないため、正確な工事等の見積りについてお答えできない状況にあります。さらに、昨今の資材の高騰や人件費の上昇、人材不足などにより、具体的な積算ができる状況にあるとの依頼業者からも報告が来ております。このような状況を踏まえてお答えさせていただきます。

1点目についてでございます。議員御指摘の寄宿舎建設については、現状の建設費高騰などから予算上限を想定することは難しいと考えております。しかしながら、高校改革に係る寄宿舎建設経費が幾らかかってもよいと考えているものではございません。高校改革に係る経費については、寮の建設など多額の予算を要するものについては補助金等の活用を検討しながら、町の財政負担が少しでも少なくなるように検討しているところでございます。また、高校改革については、令和2年度から町民講座を開催し、高校振興策の勉強会を行い、その後、視察などを行うなど、高校改革に取り組んでまいりました。そして令和4年度にはニセコ高等学校魅力化検討委員会を立ち上げ、今後のニセコ高校の在り方の具体的な検討を始め、学校説明会や町民講座などを開催し、計画的に進めてまいりましたので、御理解をお願いいたします。

2点目についてでございます。高校の給食につきましては、現在の給食センターは調理可能数が560食で設計されており、令和8年度以降の生徒数と教員数が増加することにより、現在の給食センターでの給食提供はできなくなると考えております。しかしながら、定時制の生徒にはこれまでどおり、彼らが卒業するまでは給食を提供したいと考えております。令和8年度以降に入学する全日制の生徒については、通常の全日制の高校と同様に、生徒各自が昼食を持参する考え方であります。なお、昼食の持参が難しい生徒には、パンやおにぎりなどの販売ができないか、また、寮生が中心になるかと思いますが、例えば給食の配食サービスの活用など、幾つかの方法を現在検討しているところでございます。

3点目についてでございます。これまでの定時制高校から全日制の高校になることにより、一例ですが、入試の検定料金、入学金のほか、授業料の負担が増加することとなります。なお、授業料については、現在の生徒の9割程度が国の就学支援金の対象となっている現状から見て、負担増は一部の家庭に限られるものと考えております。また、これまで高校の振興策として、各種補助、例えば生徒

の通学費補助や入学支援金などを行ってきましたが、全日制の新しい高校となることから補助制度の見直しを検討しているところでございます。例えばこれまでの一連の補助から、海外研修などの前向きな取組を行う生徒への支援など、めり張りをつけた支援策として補助したいと考えております。いずれにいたしましても、補助があるからニセコ高校を選ぶとか、補助がないから選ばないという高校ではなく、教育内容を見て選んでもらえる高校にしたいと考えているところでございます。具体的な金額を御質問されておりますが、生徒の状況により負担の状況は変わってくるものと思われますので、一律で増額する金額をここで明示することはできないものと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

最後、4点目についてでございます。高校改革に係る費用についてですが、これまでも説明させていただいているように、新寮建設と校舎の改修が予定されているところでございます。新寮の建設は、現在実施設計を行っているところで、最終の金額は明示できませんが、基本設計のベースでの建設費は約12億円、その他備品や外構工事が見込まれます。また、寮の運営については、生徒からの寮費で賄うことを前提に考えているところでございます。校舎の改修につきましては、町の財政状況も十分勘案しながら、経費と必要性、緊急度を検討しながら改修内容を精査し、事業費の圧縮を図って進めてまいりたいと考えております。また、保護者への周知につきましては、今年度においては1日体験入学を2回、地域学校説明会を1回、近隣町村中学校への説明会を7回、道内外の入学を検討している生徒、保護者に対して地域みらい留学で対面3回、オンライン7回、そのほか町民講座等を4回開催し、説明の機会を設けております。御理解のほどお願い申し上げます。なお、12月24日にもニセコ高校を会場として町民講座を予定しておりますので、御案内申し上げます。以上です。

○議長（青羽雄土君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再質問させていただきます。

まず、国から公共施設等総合計画書というのが、たしか2014年か15年に要望があつて、ニセコ町もつくったと思うんですけども、いわゆる公共施設の広さ、面積を管理して縮小していくましょうという国からの要望があったと思います。これはなぜかといいますと、人口推移、日本の人口がどんどん減っていくにつれて生産能力も落ち、交付税が地方に十分に配ることができなくなるんじゃないかなという懸念もあり、そして、公共施設というのは修繕費、維持費がかかるものなので、地方自治体は少しずつ縮小していく努力をしましょうということなんですねけれども、ニセコ町はこの二、三年、公共施設をどんどん造っていくような計画になっていますけれども、果たしてこれは、管理費、修繕費というものが10年後、15年後、維持できるのでしょうか。それがまず1点です。

③番、保護者の負担に関してなんですけれども、この説明はまだされていない状態ですよね。私たちも大体の金額がどれくらいなのかというのが、先月の議員協議会でしたか、そこで説明を受けたんですけれども、修学旅行の補助金等々もなくなるというようなお話を聞きまして、教育長には町民の声を聞いていただきたい。町民の財政状況、個人的、家族のをしっかりと数字を把握していただきたいんです。なぜかといいますと、修学旅行でも行くとなれば、もう1万円ずつ毎月ためていかなきやいけないぐらいせっぱ詰まっているんです。それで、例えば教育長がおっしゃったように、修学旅行を例えば海外と国内で分けて子どもが選べるようにするというような発言をされていましたけれども、

それはあまりにも過酷じゃないですか。お金がなくて、海外修学旅行に行きたい子どももお金のせいで行けないというような、そういうふうな選択をしなければいけないというつらい思い出になってしまいます。

もう一つ、給食なんですけれども、人数が増えるから給食センターでは給食できませんというのもそうなんですけれども、保護者の方ってすごい忙しいんですよ。冬、私たちもそうですけれども、除雪とかしなきゃいけないってなったときに、じゃあ、ぱんぱんで生きているお母さんたちが弁当をまた作らなきゃいけなくなるんですか。そういったところもお考えになったほうがよろしいんじゃないでしょうか。

④番、高校全体に係る費用をやはりもう少し精密に出していただきたい。起債の計画書はあるんですけども、その返済計画書が見えないので、ニセコ町が一体令和12年になったとき、13年になったときにどれぐらいの金額が、借金を返していくようにならなきゃいけないのか、そういったところも含めて高校改革をしていかなければいけないと思っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君）　傍聴人の方で、発言は控えてください。退席させますよ。了解してください。

阿部総合教育課参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君）　私のほうから答弁させていただきます。

ちょっと順番は前後するかと思いますけれども、御了承いただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、保護者への負担について具体的に説明できていないんではないかということで、これは説明していないということになるんではないかということのような内容かと思います。それで、先ほど議員おっしゃっていたように、前回の政策案件のときに、補助金についての今後の考え方ということで、これはまだ決定ではないんですが、今までの定時制の農業科に出てきた補助金と、それから令和8年度以降の全日制総合学科になったときの補助金の今現在の考え方についてまとめたものを御提示させていただいておりました。その中で、繰り返しになる部分がございますけれども、今まで生徒募集に関して力を入れてきたということで、定時制だったということもあって、様々補助してきたわけでございますけれども、今後、全日制になって選ばれる高校ということで考えてございまして、補助がなくても選ばれる高校になってほしいというか、なりたい、したいということを含めまして、事業の前向きな取組に関しての補助は継続していくということを考えておりますのと、あと、経済的に厳しい家庭がもあるという状況があれば、これは町内、町民の方に限るかなというふうに今思っているんですけども、そういう方たちに対しての別な意味での補助ですかね、そういうものは考えていきたいと思っています。

それから、修学旅行に関しての国内と海外の件でございます。これは、繰り返しになりますけれども、幾つか修学旅行先の候補地を今というか、決めまして、その中から本人の興味、それから総合学科ですので、本人の選考というか、そういうものを含めた中で選択できるようにということで考えてございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（青羽雄士君）　片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君）　前原議員の再質問の中で、幾つかいろいろあったんですけども、町全体

のことにも関わる部分もあるので、私については寮の施設ということで御回答させていただきたいと思います。

寮については確かに高額になるんですけれども、最悪、過疎債で3割、町の負担と、あるいはうまく補助金等が活用できればそれを下げられるということもございます。また、寮生という人がいて、寮費を払っていくということなので、高校の寮については最終的には、10年、20年、30年、当然途中での修繕経費も含めて政策案件でも御説明させていただいたところですけれども、一応ペイする状況にはなりますよと、そういう流れが1点ございます。

それから、修学旅行につきましても、これは、選べるということは実際の全日制の高校では、具体的には、議員おっしゃったように、我々のときもそうですけれども、毎月積み立てて、十二、三万円が2年間、1年半で積み立ててやるということなんで、確かにそれぞれ厳しい状況ありますけれども、全日制の今の学校の状況はそういう状況なので、我々としても、定時制から全日制に変わるとときは、そういったこともある程度保護者も考えていただいた上で選んでいただくというふうにしていかなければ、全日制の子どもが増えて、どんどん定時制と同じように補助しているということになれば、そこについてもまたいろいろな御意見も出てくると思いますので、先ほど阿部参事のほうからもありましたけれども、いろいろそういう経済的な状況で苦しいというような場合には、そういう制度を検討していくということは我々考えてございます。

それから、給食の件ですけれども、議員御指摘のように、昨今やはり共働きの親御さんが多くて、通常の全日制の学校でも、なかなか弁当持参という人は現実的にいなくて、パンを買ったりおにぎりを買ったりというようなこともあります。ニセコ高校の場合は、現在、寮生が多くなるということなので、寮生についてはなかなかそういうのも大変だということで、配食サービスを検討しているところでございます。ただ、それも給食のようにはいかないかもしれませんけれども、一定程度、町でもある程度補助するところは補助する中で、そういった子どもたちが困らないような状況はつくっていきたいというふうに考えて、現在、具体的な検討も進めているところでございます。

あと、全体の経費ということは、これまで何度も何度かこのニセコ高校の改革の中で申し上げてきたところなんですけれども、やはり生徒が集まらなくなったらどうするんだという議論が、議員の皆様はお持ちだと思うし、私自身も100%、もう全部70人びっしり来るって、もう断言してやれれば先々できますけれども、これまでの経緯もそうなんですけれども、改革する中では、実際に生徒が集まるのか、今回集まったという、その実績を持って次に提案して進めていく。そして道の申請に対する許可の判断を受けて次に動くということで、正直、民間企業のように、これをやるから、どんと計画を立ててやるというのが分かりやすいのかもしれませんけれども、実際にいろんな御意見もあるので、その都度御意見を聞きながら、我々としても、町の財政を圧迫しない中で、できる限り子どもたちの学習環境を充実して、そしてそこで彼らがパフォーマンスを発揮できると。実際に寮に子どもたちが来るということは町民が増えるということになります。ですから、そういうメリットも十分考えて、ニセコ高校の今後を、改革を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄土君） 福村総務課長。

○総務課長（福村一広君） それでは、前原議員の再質問にお答えしたいと思います。

財政については、以前にも財政シミュレーションについてお話をさせていただいているとおり、令和14年に今のところピークを迎えるのではないかと思っておりまして、先ほど令和13年度と言われておりますが、財政としては令和14年に13.2億円となると、過去最高になるというシミュレーションをしております。ただ、これにつきましては過疎債、辺地債などの元利償還金の約7割、8割というものが交付税として入ってきておりますので、実質的な借金については6億円から7億円だというふうに試算しております。

その中で、この6億円、7億円も令和14年に一遍に返すということではなくて、その地方財政の状況を見ながら、できるだけ平準化させながら返済していくということを考えておりますので、今の段階でニセコ町の財政がすごく危機に陥るというようなことは考えておりません。以上でございます。

○議長（青羽雄土君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再々質問させていただきます。

仮寄宿舎、前回2億円のやつが3月の本予算以降の6月に議決されましたが、そのときは緊急を要するということで議会側も可決しました。しかし、誤解のないようにちょっとお伝えしたいんですけれども、私たち議会、議員のみんなは執行部がやることに対して賛成ですし、それに対して可決したいんです。寄宿舎も建てて、学校の修繕もしたいんです。全てやりたいんです。可決に回りたいので、だからこそ、全体の幾らかかるかというような費用をしっかり出してほしいんです。その数字がなければ、私たちが、議員の皆様がどこで可決か否決か、その基準が分からなくなるんです。私たちの仕事は予算です。予算の管理なので、そこが見えないものに対して可決する、しろというのはそれは無理があるんですよ。なので、今、僕の概算ですけれども、高校改革に関しては、イニシャルコストが20から25億円ぐらいかかるんじゃないか。ランニングコストが今よりも5,500万円ほど上がるんじゃないか、そういう算出を持っています。果たしてこれで本当に可決できるんでしょうか。なので、寄宿舎に関してですけれども、こちらは何億円までで建てるおつもりですか。それが今、全く分からぬというのは分かりますけれども、大体おおよそでお答えください。

○議長（青羽雄土君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 先ほどの答弁の中で、新寮につきましては12億円ということで先ほど答弁させていただいたところでございます。あと備品等も入ってくるということで、いろいろな、町のふるさと納税ですか、そういうことを含めて活用しながら、経費の圧縮は図っていきたいと思います。そういう形で先ほど12億円と答弁させていただいたところでございます。

○議長（青羽雄土君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 私のほうからも財政のことでお話しさせていただければと思います。

先ほど関連質問で小学校のこともありましたけれども、やはり調査をしないと、最終的にどのくらいの規模がかかるか分からぬですね。だから、調査の経費が無駄だと言われると、根拠がなくなりますので、そこはぜひ御理解いただきたいということと、地方交付税制度を含めて、地方財政はなかなか分かりづらいところがあるんですけども、長いスパンで記載というのは、12年とか20年で返す。その間にこういう国の制度としての借金を利用したら7割、8割の元利償還金出しますよという、民間

ではちょっとあり得ない制度で、それをうまく回すことによって、過疎地においては税収のない分を国の補助制度を使って財政を回すという仕組みになっていますので、その辺の地方財政制度についても、ぜひとも御理解賜れば大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） 次の質問にお願いいたします。

○5番（前原孝植君） 次の質問に移らせていただきます。執行部の人事運営と課題について。

人事異動に関し、経験豊富な職員の離職が多いと感じています。特に課長級職員の頻繁な異動により、引継ぎが十分に行われていないとの指摘があります。その結果、詳細を確認しようとしても適切な回答が得られず、職員や議員が困惑する事態が生じています。つきましては、人事異動の実態について、以下の点をお伺いいたします。

①令和3年、4年、5年の各年度における離職者数を教えてください。

②同じく令和3年、4年、5年の各年度において、課長級職員が1年以内に異動した事例は何件ありましたでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの前原議員の御質問にお答えいたします。

1点目の離職者数ですが、正職員においては、令和3年は4人退職し、そのうち定年退職者は3人でございます。令和4年につきましては5人退職され、そのうち定年退職者は2人となってございます。令和5年は2人のうち定年退職者はゼロとなってございます。

令和5年度に行った総務省の調査では、市町村の退職者数は4万5,024人でございまして、市町村の公務員の総数91万517人で割ると、その離職率は4.94%となっており、年によって流動的ではありますが、その数や他町村の状況と比べても、ニセコ町の離職率は低い状況にあると考えております。

次に、課長級職員が1年以内に異動したケースは、令和3年2人、令和4年が2人、令和5年も2人となってございます。また、課長級職員の1年以内に異動は、3年間で6人となっておりますが、そのうち退職により影響したものが2件、定年退職制度による再任用職員の雇用の関係で生じたものが1件となってございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再質問させていただきます。

その中の課長級職員の異動に関してなんですかけれども、職員の中で4年間、課長クラスがポジションが変わっている、毎年変わっている方がいらっしゃいます。これに関して、実際に働く側、職員の側になってみると、ポジションを与えられました、そこで仕事をしようと意気込んでやって、慣れてきたなと思った次の年にまた違う課に異動、しかも課長という重いポジションです。管理職という。それを4回続けるというのは、どのようなマネジメントでそんなことが起るんでしょうか。これは普通の会社だとパワーハラスメントに当たります。人事の異動がここまで起こることはふだんないのです。

もう一つ、課長クラスがそこまで異動がありますと私たちのほうも質問ができない、できることができないんですよ、引継ぎ業務がなされていないので。

もう一つ、そういった人材の人事費なんですけれども、やはりその異動が多いと100%その人のマ

ンパワーが発せられないんですね、新しいことを覚えたりとかする時間に割かれるので。

なので、こういった人事異動に関しては、まず一つ、そういった事例は本当にあったのか、もう一つ、そういった毎年課長クラスが、年4回も異動させるという人事異動に関しては、そのハラスメント的要素はあるとお考えか、お答えください。

○議長（青羽雄土君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 人事異動で正職員で、いわゆる、何といいますか、定年退職に該当しない職員で、おっしゃったような事例はないと思います。退職後に再任雇用という形でのそういう実態はあると思います。それは組織の事情であるとか、あるいは課内の事情、それから御本人の希望と、人事異動については様々に、本人が希望してから行って、希望どおりに、そこで定着するかどうかというのは、行ってみて、やはり合わないということもありますので、人間関係を含めて適宜適切に我々は人事異動やっているというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄土君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再々質問させていただきます。

その再任雇用に関してなんですけれども、その再任雇用の職員が果たしてその課長ポストに就くこと、重要なポストに就くことが果たして正しいことなんでしょうか。お答えください。

○議長（青羽雄土君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 再任雇用の職員においては、経験とか、これまでの実績もありますので、管理職に登用しているところはいくつも事例がありますし、私どももそういう経験とか実績は組織づくりにこれからも生かしていきたいと思いますので、当然管理職について頑張っていただくということもこれからたくさんあるというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

（何事か声あり）

○議長（青羽雄土君） 答弁の中で、そのハラスメントの状況というか、そういったものも含めて、答弁お願いします。

○副町長（山本契太君） 確かに多く異動しているという管理職職員がある程度いるというのは確かにところでございます。これをハラスメントで行っているというようなことは認識としては全くございません。

場合によっては本人がそう受け止めているということがあり得るのかもしれませんけれども、そのようなことは聞いたことは本人からはありませんし、それから、こちらのほうからそのようなつもりで何か異動しているということはありません。どちらかというと、人事に当たっては様々な個人的な要因もあったり、様々なことでどうしても動かさなければならないという状況が必ず出てまいります。そのようなときに考えるのは、どちらかと申し上げれば、どういうところへ行ってもきっと仕事をよくこなしてくださるというところの信頼性が高いという部分において、異動が早くなってしまうという傾向もあるかというふうには考えます。以上です。

○議長（青羽雄土君） それでは、最後の質問に移ってください。

○5番（前原孝植君） 最後の質問をさせていただきます。元職員からの公益通報について。

本年2月6日に元職員から副町長へ公益通報があった件について、以下の点を確認いたします。

なお、この一般質問に関しては、元職員から事前に承諾を得ております。

①副町長が公益通報を受けた後、町長がその内容を知ったのはいつか。また、賞罰委員会はいつ開催されたのか。

②一部の管理職職員が昼休憩時間を常習的に1時間以上取っていたり、公務時間中にスマートフォンでゲームをしていたりするなどの職務専念義務違反があったのか。

③上記の事実が確認された場合、該当する管理職員への処罰は行われたのか。

④公益通報者保護法に基づき、通報者の保護は十分に行われたのか。

○議長（青羽雄土君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまの前原議員の御質問にお答えさせていただきます。

公益通報の対象事実とは、公益通報者保護法が定める刑罰や過料を受けるおそれがある行為、刑罰や過料につながるおそれのある行為を言い、個人の生命または身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保に関わる内容のもので、公益通報保護法で通報の対象とされている法律が明確に示され、11月18日現在で503本が指定されているところでございます。

今回御質問いただいている事案につきましては、弁護士への確認の下、法律で規定された公益通報の対象事案とは言えないことから、公益通報の対象外である事案であるというふうに判断しております。

1点目の御質問につきましては、通報を受けた翌日に副町長から報告を受け、先ほど述べましたような法的な確認をさせていただいた後、公益通報の対象外と判断したところでございます。しかしながら、職員服務規程違反の疑いがあることから、賞罰委員会を3月と4月に計2回開催をしております。

次に、2点目と3点目につきましては、該当者から内容を聞き取りし、賞罰委員会での議論を踏まえて、明確な職務専念義務違反はないが、誤解を招くような行為があったという判断から、副町長から該当者に注意しております。また、その後、私からも服務行為についての注意を行ってきたところでございます。

4点目につきまして、今回の事案において、公益通報保護事案とはならず、公益通報保護法の対象外ではありますが、通報した方に対しての不利益な取扱いは一切行っておりません。また、双方の個人情報保護については徹底して守っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄土君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再質問させていただきます。

では、その元職員からお手紙をいただいたんですけれども、今こちらでお読みいたしましょうか。

そういうことをすると、もめてしまうのでしょうか。離職されているんです。離職されてから、そういうことを、事実的なものが私たち議会のほうに手紙が送られてきました。

もう一度確認なんですか。その本人自体は公益通報をしたとおっしゃっています。まず、それが公益通報として町側は受け取っていなかったということを本人に伝えましたでしょうか。

もう一つ、賞罰委員会の開催時期が、元職員が指摘する日程と違うのですけれども、その議事録は残っていますでしょうか。二つお答えください。

○議長（青羽雄土君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 公益通報として受け取ったかどうかということについて、本人には特段伝えてはございません。ただ、御本人の主張されていることに対する対応はさせていただいたということでございます。

それから、議事録というところについては、賞罰委員会については私のほうが委員長ということでございますので、私の記録としては持っております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再々質問させていただきます。

副町長がおっしゃるその議事録というものを、この議会の後すぐに議会側に提出することは可能でしょうか。

もう一つですけれども、この管理職の方がスマートフォンでゲームしたり、1時間以上の昼休憩を常習的に取っていたというのは、これは管理職として大丈夫ですかね。どのような注意をされたんでしょうか。厳罰処分はされたんでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 議事録という関係につきましては、先ほどそれこそ公益通報ではないにしろ、個人情報はきっちりと守らせていただくというつもりでおりますので、これを開示するということは、いたずつもりはございません。

それから、ゲームと昼休憩というお話をございましたが、これについてはある程度聞き取りをした中で、きっちりと注意を促しているという状況でございます。

○議長（青羽雄士君） 副町長、そうしたら、先ほどの前原議員からの議事録に関する事を答弁願えれば、もう一度お願ひしたいです。

（「答弁ありましたよ」の声あり）

○副町長（山本契太君） では、もう一度、議事録に関しましては、公益通報ということではないにしろ、先ほど町長からも申し上げたように、個人情報としては、双方の情報をきっちり守るというつもりでありますので、私の手元の議事録は、公開するというつもりはございません。以上です。

○議長（青羽雄士君） これで、前原孝植君の一般質問を終了いたします。

次に、3番、高木直良君。

○3番（高木直良君） 通告に従いまして2問質問させていただきます。

1問目、こども子育て施策の充実について。

現在、2025年度、令和7年度予算策定作業が進められております。子ども子育て支援に関わる事業の充実及び子育て世代の家計支援に関する下記の項目に関して予算化すべきと考えますが、現時点でのお考えをお尋ねいたします。

①今年度、第2子以降に無償化が拡大された給食費の完全無償化の実施について。

②国民健康保険税18歳未満の均等割の軽減拡大による子育て家庭の負担の軽減。

③子育て保護者から要求の強い「病児保育」の実現。

④ちびっこひろばに猛暑の健康対策ともなる水遊び場の実現。

以上について質問いたします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの高木議員の御質問にお答えいたします。

一つ目の御質問ですが、学校給食費の完全無償化の実施について、現在、国では本年6月12日に「こども未来戦略方針」を踏まえた学校給食に関する実態調査の結果を公表しております。令和9年9月1日時点で、全国で約3割の自治体が、小中学校の児童生徒を対象にした学校給食費の完全無償化を実施している結果でございました。

なお、調査結果を踏まえての国による学校給食費の無償化の実施予定時期はいまだ示されておりません。これまでの国における異次元の少子化対策における3年間のこども未来戦略に給食費の無償化が含まれていないため、3年後の見直し時にずれ込む可能性が高いのではないかというふうに考えております。

ニセコ町議会においても給食費無償化の採択をいただきましたことから、義務教育における給食費の無償化につきましては、財源確保の状況なども鑑みて、予算編成の中で実施の有無を検討させていただきたいと考えております。

なお、本町ではこれまで、学校給食費の保護者負担軽減として、平成23年度から13年にわたって給食費単価の据置き、値上がり分は町費で負担をしてまいりました。また、平成27年度からは第3子以降の学校給食費の免除を、さらに、令和6年度からは第2次以降に免除を拡大してこれまで実施しているところでございます。

学校給食費の完全無償化につきましては、日本国憲法が定める義務教育費の無償化の観点から、国が実施すべきものというふうに考えておりますが、国や北海道に対しても、今後とも、無償化への要請を行ってまいりたいと考えております。

二つ目の御質問につきましては、現在、国の制度の下、国民健康保険に加入する世帯のうち、小学校入学前の子どもについては均等割の5割を軽減するということになってございます。現在、ニセコ町では、これまで積み立ててきた国民健康保険基金を活用し、高校生までの子どもに対して独自に全額を軽減できないか検討しているところでございます。ただ、独自削減に対応した課税情報を算出するシステムの改修や、北海道が令和12年度に保険料を全道統一することを決定しているなど、制度導入に向けて調整をしなければならない課題がありますので、この課題解決ができましたら軽減策を講じてまいりたいと考えております。

次に、三つ目の病児保育について、御質問にお答え申し上げます。病児保育とは、児童福祉法、子ども・子育て支援法において規定されておりますが、保護者が就労している場合などにおいて、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院、保育所などにおいて病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図ることを目的とする事業でございます。

現在、幼児センターにおいて依然として保育ニーズが高く、より多くのお子様をお預かりし、様々な御要望にお応えするため、職員数の維持や確保に尽力しているところでありますが、例えば病児・病後児の児童を保育するための実施要件を国が定めており、さらなる保育士の加配や看護師の常駐、専用スペースの確保が必要となっており、実現には幾つかのハードルがあるということを御理解賜り

たく存じます。

現在策定中の第3期ニセコ町子ども・子育て支援事業計画のために行ったアンケート調査の結果では、病気などで保育を利用できなかったことがあるかという設間に回答した77人中67人がありと回答しており、その中で病児保育を利用したいですかという設問に対しては、30人が意向ありというふうに回答していることから、一定のニーズはあるものというふうに考えております。

現在ニセコ町で実施しているファミリーサポート事業においては、一定の条件の下、病児・病後児をお預かりすることが可能となっておりますので、幼児センターで対応できない場合の一部の受皿として御利用いただいているところでございます。ニセコ町では多様な保育ニーズが高まっているほか、幼児センターだけでは全てのケースに対応することは困難であり、その隙間を埋めていくための一つの手段として、ファミリーサポート事業をさらに推進していきたいというように考えております。

その一環として、現在、常時利用しなくなった民間施設の一部をファミリーサポート事業における預かり場所の拠点として活用できないか、現在、施設の所有者の方と協議を進めております。実現できれば、今まで対応が難しかった長時間の預かりや、将来的には病児保育の実現へというふうに可能性が広がるのではないかということで考えております。まだまだ多くの課題はありますが、子育てる皆さんのニーズに合った取組について、引き続き教育委員会と協議を進めてまいりたいと考えております。

4点目の御質問のちびっこ広場再整備における基本計画は、令和2年に幅広くアンケート調査を行い、水遊び場の実施設計について、令和3年に実施をしているところでございます。その後、引き続いて令和4年に水遊び場の工事を実施する予定としておりましたが、市街地に供給する水道水量に若干の不安があることから、現時点まで延びている状況となってございます。

現在、ニセコ町では住宅不足による建築が急ピッチで進めているほか、水道につきましては住宅を優先ということで現在供給しており、今後、事業のバランスを見て、早期にできるだけ進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄土君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 議長にお願いなんですが、ここに4項目出しているんで、1項目ずつ再質問あるいは再々質問を進めさせていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（青羽雄土君） 了解いたしました。

○3番（高木直良君） いろいろお答えいただきましてありがとうございます。

1点ずつ確認をさらにしていくことを思っておりますが、まず、1点目です。小中学生の給食完全無償化、これについて予算審議の中で、予算のやり取りの中で可能であればという方向性が示されていました。私が強調したいのは、先ほども紹介ありましたように、この6月議会で陳情を採択して、完全無償化へ、ぜひ実現してほしいという要望が出されております。

それで、現在調査によりますと、小学生が在学286名、中学生が在学148名、直近では計434名在籍と。そのうち小中合わせて第1子は233人、これは若干数字が動くかもしれません、約230名程度、これに関わる無償化をもし一遍にやるとしたら予算額は年間およそ1,300万円ぐらいになるのではないか。先ほど紹介ありましたように、給食費が食材の値上がり等で単価が上がってきてているというこ

とも含めて、それを織り込んで見ても、およそ1,300万円ぐらいであれば実施できるんではないかというふうに私としては見積もっております。

その上で、今回府内での予算策定に向けての今後そのやり取りが原課とともにやっていくと思いますが、ぜひ実現を前向きにといいますか積極的に、実現可能なような取組をぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの再質問にお答えいたします。

学校給食費自体の全体の給食費にかかるわらず、料金につきましては2,699万3,000円ほどとなります。現在、第2子を以降減免しておる関係で、第1子相当にかかる給食費、これが1,793万円ほどとなっておりまして、新年度予算でこれまで実施しているほか、第1子分を無償化した場合は1,790万円予算を追加するということになります。これにつきましては、その持続性というのはすごく大事だと思っていますので、何とか実現できるように最大限の努力はしていきたいと思います。後年度の見通しをしっかりと立てた上でやっていきたいというふうに考えておりますので、その点について引き続き御支援を賜れば大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 2項目めの国民健康保険税の均等割部分です。これについて軽減していただきたいということに対して、先ほどかなり前向きな回答がございました。紹介されておりますように、令和4年度から、これらの厚労省が進めた、決定した施策として、現在未就学児の均等割については一律2分の1の軽減が行われております。また、令和6年1月1日から、出産する被保険者については、税そのものを無償化ということで、4か月分が無償化というのは、昨年11月1日以降ということで、これも厚労省が進めるということを決定しております。

さらに、ニセコ独自でということになりますと、これは子どもではなくて高齢者に対してです。高齢者に対しては町独自の減免制度というのを策定しております。そういう意味では、先ほど紹介されておりますように、今後、基礎自治体が所管するこの国民健康保険、これを都道府県に收れんしていくという過程にあるわけですけれども、そういう過程にあっても、こういった現在既に町独自の減免制度を実施しておりますし、先ほどお話をありましたように、18歳まで無償、この部分をなくすということについて検討中ということありますので、このシステム改修も含めて進めるという方向が示されましたので、ぜひこれを確実に実施していただきたいというふうに思いますので、改めて御答弁をお願いします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの関係につきましては、町としてはぜひやりたいというふうに思っているんですが、実は今、事業者にシステム改修の見積りを依頼してございます。相当実は簡単に手作業すぐできるという仕組みになっておりませんので、どこまで踏み込んでシステム改修ができるのか、間に合うのか、あるいはシステム改修に相当額の、100万円単位でないお金がかかるのではないかということもあるものですから、その辺、ちょっと全体像を見て、できることなら新年度から実施していきたいと思って考えておりますが、その事務作業の関係も総合的に判断をして、また御報告

させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（青羽雄土君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 3番目の病児保育の実現について再質問させていただきます。

先ほど町長のほうからも御紹介ありました第3期ニセコ町子ども・子育て支援事業計画策定に当たって、そのニーズ調査、アンケート調査が行われて、その報告書が今年度3月に発表されています。これは町のホームページにも載っておりますし、これが非常に私は大事な調査だったと思って、そこを十分、今回のこの問題だけに限らず、読ませていただきまして、様々な課題を今後の子育て支援に対しては必要な事業があるなというふうに感じました。その上で、とりわけ切実だなと思ったのが、この病児保育の実現です。

先ほど読み上げて御紹介がありましたとおり、このアンケート等の自由意見欄にはかなり切実な声が書かれております。本当に、御自分の父母、祖父母、遠方にいるということで、病気のときは頼る人がいなくて、有休を取ったり早退をしたりして仕事で調整しているという声もございました。本当に病気の場合でも、急性期を過ぎたら病児保育で預かっていただければ本当に安心できると、ありがたいという声が書かれております。そういう声に応えて、先ほども、直接こども園では難しいので、民間のファミリーサポートを活用すれば、そういう体制が取れるのではないかというお話で、その場所としての施設についても、施設所有者との交渉をされているということがございました。

この施設についてなんですかけれども、およそどんなような施設で、客観的に見てどのように評価される施設なのか、お答えいただければ、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（青羽雄土君） 齋藤こども未来課長。

○こども未来課長（齋藤徹君） ただいまの高木議員の御質問にお答えします。

ファミサポ事業において今、民間の施設について折衝中であると。実際に今、施設の管理所有者とも折衝しているところであります。まだちょっと交渉中ですので、具体的な名称は控えさせていただかなければならないなとは思っているんですが、何か詳しく話すと、もうばれただろうみたいな感じになってしまうような気がするんですけれども、基本的には町内のある程度市街地の中で、ある程度面積もあって、ある程度区分けもできて、そういうところがやはり向いているんじゃないかなと考えているところであります。そして、それと病児保育が関連してくるとなりますと、先ほど幼児センターで対応するのはなかなか難しいとお答えしたのは、やはり看護師を独自に雇わなければならないとか、保育士の加配をしなければならないという部分があるので、ファミサポであれば、資格を持っているサポートーもいらっしゃったりとか、そういう可能性もありますので、そういうものに対応できるような施設というふうに今ここで申し上げておきたいなと思います。以上でございます。

よろしくお願ひします。

○議長（青羽雄土君） 高木議員。

○3番（高木直良君） どうもありがとうございました。およそイメージが湧きました。

では、次の4問目です。ちびっこ広場の水遊びの場の実現について、先ほど御紹介ありましたように、相当以前に具体的な実施設計まで進んで、それにアンケートとか、いろんなワークショップなどで、本当にお母さんたちも期待した設備なんですよね。それで、とりわけクーラーの設置が問題にな

っておりますように、本当に考えられない猛暑が例年続いてきているという状況の中で、子どもたちを安心して外遊びさせるという意味では、この水場といいますか、じゃぶじゃぶ池とか、プールとか、そういった水の施設についての要望が、やはり先ほど紹介したアンケートの中にもたくさん書かれている状態です。夏のテレビのニュースでよく出てくるのは、札幌の大通公園、あそこでやはり子どもたちが水遊び、噴水だとかあるいは小さなプールで楽しそうに遊んでいるという場面がよく紹介されます。

ニセコ町でも、その実施設計まで進んできたこの計画について、先ほどお話がありましたように、市街地の水供給に心配があると、その不安がまだ解消されていないということが大きな要因で実現に進めないんだというお話だったと思います。それで私も、市街地における水源対策で度々政策案件においても、どのような設備をどのように、どのくらいお金かけてやるんだという説明は聞いてきました。ですから、非常にそれに担当の方は苦労されているというのは重々分かります。その上で、市街地のその他の住宅施設も含めまして、見込みを持ってそういう設備の更新あるいは建設のために努力されていると思います。

それで、その検討で実現に向けてということのおよそのスケジュールといいますか、大体例えば1年後なのか2年後なのか、あるいは3年後になっちゃうのか、それについて改めてお聞きしたい。それと、もし例えば3年以上もたたないとできないというのであれば、こういった水遊びできる設備、設備というとお金がかかりますけれども、それに何らかの代わるような、代替の対応策というのはないのか、これについてお答えいただきたいと思います。

○議長（青羽雄土君） 橋本都市建設課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 高木議員の4点目の再質問にお答えいたします。

ちびっこ広場の再整備については、当時、私が係長のときから担当してやっておりましたので、非常に強い思いはございます。しかしながらですが、現段階でも見通しが立たないというのが現状であります、先ほど町長からも答弁がありましたように、なるべく早急にできるように何とか考えていくべきと思っております。

水に関しては、ほかの対策もいろいろ考えては実はおります。まず、有島灌漑がちびっこ広場を横断しているので、それをまず利用できないかということも一応調べたんですが、子どもたちに適さないようなものが検出されておりますので、そちらのほうはできないという判断をしました。

あと、地下水です。ちびっこ広場に地下水を掘って、やろうかと考えたんですけども、ほかの事業で近くにボーリングを掘ったデータが何か所かあったので、ちょっと専門家の方に意見を求めたところ、水が出る可能性は非常に低いと。ただ、もし出た場合も、鉄分等が非常に多いので、そのろ過施設に毎年多額な費用がかかるということで、こちらも断念している状況でございます。

そんな状況の中ですので、お約束はできないんですが、なるべく早く対応させていただきたいなと思っています。

あと、代わりにはならないかもしれないんですが、子ども議会のほうからも遊具をちょっと増やしてほしいという要望がありましたので、令和7年度に向けて2基ほどちょっと検討しておりますので、どうか御理解のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

よろしいですか。

○議長（青羽雄土君）　この際、議事の都合により、午後1時ちょうどまで休憩いたします。

休憩　午前11時53分

再開　午後 0時55分

○議長（青羽雄土君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、高木直良君。

○3番（高木直良君）　午前中に引き続きまして、2問目の質問に入りたいと思います。

コミュニティセンターの指定管理契約（協定）内容の見直しについてあります。

現在、ニセコ町には設置条例に基づき、ニセコ町地域コミュニティセンターが町内5か所に設置されており、条例第4条に基づく指定管理協定書では、水光熱費、周辺管理、除雪等は管理している親交会の負担となっております。

ある地域コミュニティセンターは、その屋根の形状や敷地の地形上の理由から、冬季の屋根雪下ろしや屋根下回りの除雪には十数万円の経費がかかり、大きな負担となっております。会員の高齢化が進み、親交会費の値上げなど、対応ができない状況であり、協定書の費用負担条項の見直しを考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄土君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　ただいまの高木議員の御質問にお答えいたします。

現在、地域コミュニティセンター指定管理業務の協定は、令和4年1月1日から令和8年12月31日の期間となっており、地域と町の経費負担区分について取決めをしており、除雪に関する経費については指定管理者の負担となっております。御質問のとおり、地域によっては加入者数の減少や地域住民の高齢化などにより、地域コミュニティセンターの除雪などの管理に多大な負担が生じているということは承知しているところでございます。今後、地域の要望をお聞きし、それぞれの実情に応じた支援策を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄土君）　高木議員。

○3番（高木直良君）　今お答えいただきましたように、親交会、これが町内全体で56自治会というふうに予算書の中には書いてあります。その中で全部がではありませんけれども、地域ごとのコミュニティセンター5か所ございますけれども、この指定管理協定を結んでいるところがそれぞれございます。それで、現状の負担区分は、今、町長がお話ありましたように、管理の内容の中に除雪は町の経費の中には含まれていなくて、管理を受けた、実際親交会ですね、親交会が負担するという状況が発生しております。

それで、ある親交会では、建物の形状といいますか、建築上の構造が非常に屋根の形状が複雑な形状で、自然の落雪がないということで、一冬何回か、実際に高齢になってきたけれども、わざわざ屋根に上がって数名で雪を下ろしているという状況がありました。やはりそういう状況の中で、高所で

あり高齢であるということもあって、やはり大きな危険を伴っているということから、親交会の判断として、今年の冬、前年度ですね、今年の冬については業者さんに委託しようということで業者さんにお願いしたというところでありますけれども、やはりその費用が12万円ぐらいかかったということあります。

その親交会は、いわゆる町会費といいますか親交会費の予算額が年間で44万円ぐらいだそうです。そのうちの12万円は屋根の雪下ろし、そのほかの、その周りの除雪もありますので、全体で除雪だけで20万円以上かかっていると。つまり会費の集まった分の半分近くは除雪の経費に消えているという状況があります。それから、お金が発生しないけれども、親交会によっては、たまたま農家の方が重機を持っていて、本当にボランティアで様子を見て、これはやらなきやいけないなというときは、屋根の下回りですね、落雪はするなんだけれども、すぐいっぱいになっちゃうということなどもあります。それは様子を見て、ボランティアで会員の方がやってくれているという状況もあります。

また、あるコミュニティの場合には、形狀的には落雪が期待されるんですけれども、それを促進するために、1日、2日前から部屋の暖房を、使っていなくても暖房をかけて、その暖気を天井の穴のところといいますか、換気口か、あるいは点検口ですね、そういうところの屋根下に暖気が行くように、そういう注意をして、その結果、自然落雪をしているという、いろんな管理の仕方をしております。そういう中で先ほど紹介した親交会においては、相当の経費がかかっているという状況がございますので、様子を見て彈力的に運用されるということなんで、ぜひお願いしたいと思います。

その際に、指定管理者についての協定の文書があります。それから、親交会の設置条例ですか、こういうものも条例として整備されていると。その中に経費負担の別表がついているということになりますので、様子を見てということなんですが、この文言自体の修正、見直し、それから別表の中身の修正、そこも含んでやるというお考えであるのかどうか、確認したいと思います。

○議長（青羽雄土君） 富永町民生活課長。

○町民生活課長（富永匡君） 高木委員の再質問にお答えしたいと思います。

現在、町長の答弁にあったとおりですけれども、状況としては把握をしております。それで、町長の答弁の中でも、地域の要望を聞きながら個別に対応するということで考えておりまして、あと、来年度の予算のほうで、うちでもある程度の支援金というか、お金のほうもちょっと計上しようかなということで計上している形になりまして、ただ、経費の負担区分のそもそもその、これを直すかということについては、そのまで、もちろん基本は地域なんですよ。ただ、別なチャンネルでは支援をいたしますというような形になろうかなと、ちょっと私のほうでは考えておりますし、町長のほうともそういう形で進めているという状態になっております。以上です。

○議長（青羽雄土君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 現在、今年度の予算書においては自治振興費ということで、地域自治振興交付金、これが329万円、それで、対象となる団体は、たしか58でしたか、団体が対象になっているということで、これを単純に割り返しますと1団体が約年間5万8,000円ぐらいの補助なんですね。そういう予算しか組まれていないということで、これは今、地域コミュニティの大しさ、特に親交会も、先ほど町長がおっしゃったように、人数が増えるどころか減っていたり、高齢化がどんどん進ん

でいると。あるいはその地域の人口が増えたとしても、親交会に入る方がなかなか直結して増えるわけではないということで、それぞれ親交会ごとの努力があるかと思います。

親交会によっては、自前の会館を持って、自前の管理をずっとやってきてているという、そういういた親交会もあるわけです。そういう状況の中で、それぞれの経費負担というのは異なるとは思います。それから、地域親交会ごとの年会費も異なっているということがありますけれども、私は総額で329万円の自治振興交付金というのは、やや少なめではないかなと思いますので、全体的にこれをアップするという方向で御検討いただけないかと思いますが、それはいかがでしょうか。

○議長（青羽雄土君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 御質問いただきました自治振興交付金については、昨年度も見直して、特に電気料をアップしておりますので、これらも含めて全体的にはいろんなメニューをアップさせていただいたところであります。

今回のコミュニティセンターの管理に関するものにつきましては、個別の事情を把握しまして、応援したいというような考え方であります。管理のその要綱自体は当面現在のもので、協定を結んだ形で進めていきたいと思っております。

また、地域で自ら考え行動するといいますけれども、やはり自治体でみんなで話し合って動くというのが自治の基本でありますので、すべからく町が全てやりますということにはしたくないというか、当初、行政依存体质は脱却しようということでまちづくり基本条例をつくったり、そういう作業もずっとやってきましたので、そこは地域事情に応じて御相談させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄土君） 次に、7番、斎藤うめ子君。

○7番（斎藤うめ子君） 通告に従いまして3件質問させていただきます。

1件目は、介護保険制度利用の現状と課題は。

介護保険制度は、家族で介護を抱え込まず、社会全体で高齢者を支える介護の社会化を目指し、2000年に創設された公的保険制度です。どこに住んでいても平等なサービスが受けられ、安心して老いることを保障する制度です。しかしながら、高齢者は年々増加し、団塊の世代が来年2025年には後期高齢者になり、介護保険受給者が増えることが想定されます。介護という厳しい労働条件、労働環境にもかかわらず、訪問介護報酬の減額、介護労働者の高齢化、介護職員の不足が問題になっています。

現に、これから述べることは、はつきりしているのは一例ですけれども、現にニセコハイツでは11月現在、施設は満床の50人になりましたが、施設を維持するのに最低限必要な正規職員16人、そのうち外国人が6人、清掃を含むパート職員が確保されてはいるものの、1人でも欠けると運営はできなくなる可能性があります。6年前までは介護職員が26人で運営されていたと聞いています。現在、それから10名も減って運営されています。このニセコのような地域で介護保険制度が適切に運用され、必要な介護サービスを安心して受けることができるのか、家族の介護負担が増してきているのではないか、ニセコ町の介護利用の現状を伺います。

○議長（青羽雄土君） 片山町長。

○町長（片山健也君）　ただいまの斎藤議員の御質問にお答えいたします。

介護保険制度は、老人ホームなどの介護施設や自宅での訪問介護で受けたサービスに対して事業者に介護報酬が給付されるという制度でございまして、そのため、サービス利用者が事故の要介護度合いに見合ったサービスを受けた場合は、本制度が適用されるということになってございます。また、家族の介護負担が増しているのではないかとの御質問ですが、ニセコハイツ入所者においては施設で介護を行っておりますので、御家族の負担がさらに増しているということはないのではないかというふうに考えております。

また、在宅で生活している御家庭には、御家族の負担が増えないよう、訪問介護サービスや通所介護サービスの利用を希望している世帯に対して、現在のところ、それなりの対応ができているというような報告を受けているところでございます。

しかしながら、斎藤議員御質問のとおり、介護の業務を支える介護員は、ニセコハイツも訪問介護事業所も新規採用が大変厳しい状態にあるということから、町としても人材募集の周知や人材採用に係る経費高騰に対する支援を今後とも強化してまいりたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（青羽雄土君）　斎藤議員。

○7番（斎藤うめ子君）　現在、ニセコ町に高齢者と言われる65歳以上、最近のデータですけれども、75歳以上の介護認定者が238人、ほとんどが75歳以上なんですね。74歳以下の介護認定者が29人、合わせたら現在総数で267名で、つい昨日、その前はもっと多かったんですけども、これも異動がありますのでね。これはぜひ知っていただきたいというか、私も気がついたんですけども、ハイツでは何とか人員ぎりぎりでもやっていっておりますけれども、ですから、ハイツに入っている方は家族の負担というのは本当にないかもしれません。

ただ、最近、町民の方々と時々お話しするんですけども、本当に保険あって介護なしではないかなというのでは困るなと思っているんですけども、まず介護保険という言葉は知っているけれども、また必要な当事者がこの制度をどう利用したらよいのか分からぬという方が相当いるように私は思っています。

つい一昨日でしたか、そしてこれまで、数名の方ですけれども、3、4人の方なんですけれども、保健福祉課に直接お話しして、そして、こういう方がいるからちょっと様子見てもらえませんかということでおつないだことがあります。その方に聞いてみたら、介護保険の認定も何もしていない、もう本当に大変な状態でいるんですけども、見るに見かねて紹介したことがありました。

つい先日も、綺羅乃湯で手すりに捕まって、やっと入浴している高齢者の方をお見かけしたので、ちょっとお話をしたら、自宅のお風呂は入浴する際に湯船が深くて危なくて入れないので、温泉に連れてきてもらっているということでした。この際に私は思ったんですけども、入浴補助用具、入浴用の台とか椅子とか手すりの福祉用具が貸与、購入で、生活環境を整えることで、自身で入浴が可能になるかなと思ったんですけども、そうしましたら、私はこれは昨日、回覧が来まして、今年の令和6年4月よりこういう固定用ロープとか歩行器、歩行補助杖の購入に介護保険を利用できるようになりましたという、こういうのが回ってきたんですね。私はこれをちょっと見てびっくりしたんですけど

れども、というのは、これを利用するには認定することが必要だということが書いてあるんですけれども、こういうことを御存じないという方がたくさんいるんじゃないかなと思って、先ほど申し上げたように。

これは、この制度は、介護保険制度を利用できるようになって、制度が改正によりって書いてあるんですね。これは私、30年前、神戸で母が介護保険を受けていました。そのときにお風呂に台とか、私はそれをそのまま持ってきているのであるんですけども、買い取ったので、お風呂用品全部あります。台だとかね、湯船の中に入れるとか、それが今、介護制度が改正によって、貸与と購入を選択できるようになりましたって書いてあったので、これはちょっと驚いたんですけども、全国で一応基本的には平等に、どんな地域に住んでいても介護保険サービスは受けられることになっているんです。けれども、こんなに格差があるのかなと思ってちょっと驚いたんですけども。それで、最初に申し上げたように、こういうことを利用する方が知らないというか、こういう事実を知らない方が多いんじゃないかなと本当に思っています。

繰り返しになって申し訳ないんですが、現在では認定されている方、267人という方なんんですけども、実際には移動がありますので、ついこの間も300人ぐらいでしたか、そういう利用されていた方が亡くなったりして、ちょっと減ったかなという感じがするんですけども、実際にはこれは正確に調べられないのですけれども、もう1.5倍から倍いるんじゃないかなという印象を持ちました。みんな我慢して、そして家に籠もっているんじゃないかなという感じがしました。

ですから、この介護保険制度を、町民の皆さんに、ちゃんとした公的な制度ですから、保険払って介護なしじゃなくて、利用できるものは、そうすることによって安全性も増してくるし、違ってくると思っています。ちょっと私には驚きました。

そして、やはり本人が一番大事なんですけれども、家族が選べるだけのいろんなメニューというサービスをつくっていくことも大事じゃないかなと思っています。そして一番大事なのは、やはり町長もおっしゃったように、介護職員が非常に少ない。費用が安いんですね。皆さんよくおっしゃいますけれども、介護施設で働く時給の金額と、このような観光地では倍も違ったりするわけですね。そしたらやはり介護職員を増やすのはなかなか難しいことがあるんですけども、でも実際にそういう介護職というものに対して、非常にそういうことに対して自分で一生懸命やりたいという、お金の問題じゃなくて、やりたいという方もいらっしゃるわけです。ですから、そういう方をもっと増やすような、やはり自治体も協力して増やしていくことが大事じゃないかと思っています。何か一つ壊れたらもう対応できなくなるようでは困るかなと思っています。

それで町長に、それと、私が見てる限りではハイツとかに入ってらっしゃらない方は、皆さんもう札幌に住んでいたけれども、自分の親のところに住んでいるとか、家族と一緒に暮らしている方が非常に多いんですね。支えている方が多いんです。認定はされていますけれども、それだけでは足りないので、してらっしゃる方が、もう私の知っている限りではかなりいらっしゃいます。

それで、私はちょっと一つお聞きしたいんですけども、ちょっとかぶることもあるかもしれませんけれども、高齢になって独り暮らしで認知症もあって、そしてその場合、家族が遠方にいていられない場合、果たしてここで生きていくことができるのか。在宅したいというときに、本人の意思を尊

重して、この町で介護保険を活用して生活していくのか、それを町長どう思われるのか、暮らし続けたいという方いらっしゃるんです。私もついもう去年亡くなりましたけれども、ニセコ町から離れたくないといって、もう泣き泣きほかの土地に行きましたけれども、そういう方が増えてくるんじやないか、増えてくるって、いらっしゃるので、そういう方に対しては町長どういうふうに考えてらっしゃるのか、ぜひお聞きしたいと思っています。

○議長（青羽雄土君） 重森保健福祉課長。

○保健福祉課長（重森省宏） 斎藤議員の再質問にお答えいたします。

まず、介護保険制度については誰もが使えるような形でやってほしいというところでございますが、介護保険制度につきましては、どういう体の状態があるのかとかということで、ケアマネジャーさんとか、そういった方が要介護度というのを判定して、介護保険の制度、それに見合った制度を利用するという制度になっておりますので、そちらの方の認定だと、あとはこういった高齢の方が単身で住んでいる方がいらっしゃるとかいうことがあれば、保健福祉課の保健師さんや、ほかの福祉施設のケアマネジャーさんとかも、そういう情報を受けて様子を見に行って、必要であればそういった認定を受けた方がいいですよとかという助言とかもしていますので、そちらについて引き続き小まめに対応できるような形で進めてまいりたいと思っております。

あとは、介護士の職員の方は増やすことが大事だということはもちろんおっしゃるとおりでございまして、なかなかニセコ町だけでなくて隣の町だとか村とかにも福祉施設がありまして、どこでもちょっと職員が少ないという状況もありますので、そこについては、町長の答弁でもありましたように、人材採用だとかそこの経費に係るところの支援を町としてしていくことで何とか応援していくたいというふうに考えております。

あと、高齢単身者の方とかをどうするかというところですけれども、ちょっと一つ目の質問とかぶるんですけども、関係する担当者、担当機関等も協力しながら、あとは民生委員さんとかの情報もちゃんときちんと受けながら、こういった方がいるよという情報をきちんと受けて、小まめに対応したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄土君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの質問に、ちょっと補足させていただきます。

ニセコハイツを含めた特別養護老人ホームや認知症型のグループホーム等につきましては、全体のことにつきましては、これまで各市町村での対応はもう相当難しいということから、後志広域連合というところをつくりまして、後志全体のこととして、後志全体で計画を立てて、いろんなプランを進めているということで、全体としての動きの中でそれぞれ施設も含めてやり取りをしているということを1点御理解賜りたいと思います。

それから、福祉用具の関係がありましたら、福祉用具自体は以前から制度はありますし、ニセコでも多くの皆さんのが使われております。ただ、制度としての拡充があったということで、あのチラシのようになっているんではないかというふうに思います。

それと、行政報告で毎回させていただいておりますが、家族介護の支援事業としての、例えば23ページ目行政報告が入っておりますが、例えば認知症対策の総合推進事業の中で情報共有をして、そ

ういった方への手当といいますか、そういうサポートをするようなことであったり、介護予防のプラン作成も、そのエリアとしても共同でもやっておりますので、その辺もぜひ御活用いただければというふうに考えております。

本町においては、認知症のグループホームがあつて、もっと重くなった場合はニセコハイツということにしておりますが、やはり大きな課題は、これから、自分のことは自分でできるんだけれども、やはり3食作るのが難しいという方が今後は増えること、現在もそういう方もおられますので、こういった施設を民間とのコラボでできないかということで現在も情報収集しているところでありますので、ぜひとも御協力ををお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（青羽雄土君） 斎藤議員。

○7番（斎藤うめ子君） 最近のデータで、ニセコ町、人口5,000人強、今いますけれども、この中で65歳以上の高齢者の割合というのは、町長のデータのを見ましたら、1,405人ということは3分の1以下になりますかね、大体3分の1ぐらい、30%が高齢者になりますね。それで、ここの中に、あえて地域密着型サービス、ハイツや何かに入るのには、一応今、介護度が3以上という規定があつて、でも介護1とか2でも大変な状態なんですね。それで、自分のうちで訪問介護とか看護とか受けるというときに、ここに、かなり中には介護度が高くても自分の家で暮らしたいという方もいらっしゃるんですけども、そこでここに、住み慣れた地域で受けるサービスというところがあるんですけども、地域を離れないで生活できるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供させるサービスってちゃんとあるんですけども、先ほどのこととかぶってきますけれども、これだけのサービスを受けられる今現状、ニセコ町の中の現状は厳しいのではないかというふうに思っています。

そして私は、このニセコ町を世界の中から、ついの住みかとして選んできました。そして18年がたちました。そうしたら、60歳前後で移住してきた方がどんどんどんどんこの町から離れていくって、ちょっと驚いているんですけども、ニセコ町の高齢化率というのは27.0%って出ているんですね。これは近隣では27.6%って、すごい低いんですよね。皆さん30%前後以上になっているのに、ニセコ町だけが27.0%というのを、単純に言えば若い人たちが多い。でも、実際に人口としては1,405人というのを出しているわけです。これは、やはりこの町から出していく、この町を選んできたのにもかかわらず、やはり暮らすのは大変ということで出ていかざるを得ないのかなという、なぜこの町は高齢化率27.0%なのか、それをぜひちょっと伺いたいなと思っています。

というのは、私が結論として、もう2回目の質問ですからこれしかできないんですけども、要するに、もう、移住されてきた方が、やはり難しいということでどんどん出ていってしまうんですね。だからこういうデータが出てくるんじゃないかなと思っているんです。ただ、先ほども申し上げたように、ついの住みかとしてこの町で暮らして一生生涯を送りたいと思いながらも、やはりそれは困難だと思って諦めて出していくというケースじゃないかと思うんですけども、私はそうじゃなくて、やはり最後、終わりよければ全てよしじゃないけれども、やはりこの町で住んでよかったという高齢者が、やはりいてほしいなというふうに思っています。今、子ども対策に一生懸命ですけれども、高齢者のことも一生懸命考えていただきたいなと思っています。町長、いかがですか。

○議長（青羽雄土君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 人口のその高齢化の割合という話ですが、高齢者が住めなくなつて出でていくからニセコ町は高齢化率が低いのではないかという御指摘なんだろうと推察しますが、そういう形には当たらないと思います。ニセコ町はまだ、ほかの町から比べると、高齢化率が、高齢者人口が増えている町です。人口減少の中で、多くの小さな自治体は、ニセコ町の近隣も含めてですけれども、高齢者さえも減つてきているというのが実態でございます。それに対してニセコ町は、まだ高齢者数が増えていっていると。まだこれはもう少しトレンドとして続くと思いますが、そのような状況でございますので、確かに住まえなくなつて札幌に行かれるとかいう実態はあるということは存じ上げておりますが、ただ、それがあるから高齢化率が低いのであるということではないというふうに考えておるところでございます。

それから、全体のお話をしますと、確かにニセコ町については、介護度に合わせて、それに見合った施設が、ちょうどいい感じのステップアップというんでしようか、そういう施設が潤沢にあればいいんですが、なかなかそういう状況にはなつておりますので、あるとすればグループホームでありますとか、サービスセンターでありますとか、それから特別養護老人ホームですとかということは備えておりますが、その間になるようなところというところは、なかなか全て整えるということはできません。

ただ、先ほど申し上げましたように、ほかの地域の高齢者も減つてきているという状況から比べると、ニセコ町については、まだ高齢者の方がサービスを利用するというのは増えていく傾向があるだろうと考えておりますので、広域の中での連携ですとか、そういうことも考えながら、様々な整備の補完をしていくのがよろしいのではないかと考えているところです。以上です。

○議長（青羽雄土君） 次の質問に移ってください。

○7番（斎藤うめ子君） 近年、高齢化や近隣の人たちの交流は年々減少して、コミュニティが希薄になつていく傾向にあります。老人会も盆踊り大会も少なくなつてきていています。独り暮らしの高齢者は家に籠もる傾向が多くなつてきているように思います。それは、高齢者が家から出て健康的で安心して過ごせる居場所がないからではないかと思っています。町民の居場所の開設こそが、これからますます必要になってくるのではないかと思います。

今年、第6次ニセコ町総合計画が施行されました。この計画の中には、第5次総合計画に記されていた「地域の中で日常的に集まることができる場」が削除されました。これは大変残念に思っています。かつてニセコ町には公民館があり、町民の居場所として活動してきました。みんなの居場所は、小規模でも高齢者も安心して気楽に集まり、また世代を超えて交流できる、支え合える居場所として、各地域に必要ではないかと思います。これからますますそうした居場所のニーズが高まってくると思います。多様化する町民のニーズに対応した居場所づくりは、町民と行政との協力した推進が不可欠です。居場所とは何か、居場所をどのように考えているのか、町長に伺います。

○議長（青羽雄土君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 斎藤議員の御質問にお答えいたします。

公民館に代わる居場所づくりをとの御質問ですが、廃止した公民館自体では、集会施設の機能は持っていましたが、居場所としての活用はあまりなかつたのではないかというふうに理解しています。

御質問の居場所とは、どなたでも自由にくつろぎ過ごせる場所であり、特には交流、コミュニティの場所となる自由な空間ではないかというふうに私は考えております。現在、町内には役場庁舎3階のフリースペースや1階のロビー、町民センターの入り口や2階の町民サロン、駅前倉庫群の旧でんぶん工場のホール、綺羅乃湯のコミュニティホール、あそぶっくなどが居場所としての利用可能な施設であるというふうに考えています。

また、本町においては旧店舗を開放し、地域の皆さんのが居場所として利用されているところもございます。地域の皆さんに、各地区のコミュニティセンターなども地域の皆様の交流の場所、居場所として将来的にも利用可能かと考えております。今後とも、居場所としての利便向上に配意してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青羽雄土君） 斎藤議員。

○7番（斎藤うめ子君） 私は今まで居場所のことについて町長に何回か質問させていただきました。そしてまた同じ答えが返ってきました。居場所というのは、町長、私は、最初におっしゃいましたけれども、町長にとって居場所というのは、前も同じことをおっしゃったんですよ、町民センター、コミュニティルームがあるじゃないか、それから綺羅乃湯にもスペースがあるじゃないか、ニセコ中央倉庫群、あそぶっく、有島記念館、そこは居場所じゃなくて、ただの場所なんですよ。

そこにただね、場所があるからって1人で行って、これはほかの人とも、もちろん私1人だけじゃないです、話したんですけども、ただ場所があるからって家から出ていって、そしてそこに、誰と出会うかもしれないし、誰もいないかもしれない、そこにふらっと出ていって何ができますか。それは居場所ではないんですよ。居場所とは決して言えないところなんです。

その居場所づくりというのは、一般によく子ども食堂っていうんですけども、子ども食堂だからって子どもだけじゃないんですけれどもね。今朝の新聞ですか、全国に1万件、子ども食堂が開設されたって出ていましたけれども、それはちょっとさておいて、子ども食堂というのは要するに居場所づくりなんですね。ですから、居場所というのは、やはりそこに行ったら何らかの、いろんなイベントというか、いろんな趣味の会とか、そこに日替わりでも、そこにふらっと行くと、何らかの行ってよかったですなというような、そういう場所が、そして、しかも、高齢者だけじゃなくて、やはり世代を超えた集える場所というのが必要だと思うんです。高齢者対策というのはこれからそれがすごく私は一番大事じゃないかなと思っています。そういうところはやはり歩いて、徒歩圏でないといけないんですね。それで、そういうことに関する認識、行政のほうで認識というのが、残念ながら今の町長の答弁でも分かりましたけれども、そういうことがまだ考えられていないという感じがしました。

それで、介護認定を受けるまでもいかなくても、まず安全で健康的な場所で安心して一日中過ごせる場所、そして各種日替わりメニューがあって、そしてその中で一つでも興味が湧くような何か、いろんな趣味のクラスをやっているとか、ちょっと行ってみたいなというメニューを用意する。それに実はやはりそういうことの専門的な方とか、そういう方にやはりオーガナイズしてもらうことが必要なんです。やはり大きい、私もそんなにたくさん調べているわけじゃないんですけども、大きい都会ではそういうところは、やはり札幌市も含めてなんですけれども、そういう場所が常に用意されているところが、ニセコ町ははっきり言って、デイサービスぐらいしか高齢者が安心して行ける場所

というのではないんですね。それは認定してもらっている方たち、それしか利用できる、本当に行ける場所というのではないように思います。

ですから、これから、やはり子ども・子育て対策はもちろん大事ですので、何もそれに対して意見を言うわけではないんですけども、高齢者対策もそういうところに、もう3分の1近い高齢者がいるわけですから、そして早く死なない限りは皆さんやはり80代、90代になりますから、こういうこともやはりもう真剣になって検討していただきたいなというふうに思っています。やはり健康的で安心して行ける場所、それによってやはり健康寿命も延びると思うんです。だからこれはやはり行政としても、あなたたち勝手に生きなさいよ、場所はあるんだよじゃなくて、やはり行政として、これはきっとそういう検討委員会でも何でも立ち上げて検討していただきたいなというふうに思っています。町長、これいかがでしょうか。

それと先進的な、そういうことをやっている先進的な自治体を観察するとか。

それで私も、さっき町長がおっしゃった場所なんですけれども、あそぶくは一応図書館になりましたけれども、やはり居場所としては狭過ぎる。それから、ちょっとと行ったらみんなと交流できるような雰囲気、お茶も飲めるし、そこに行ったら、やはり気持ちよく温かく包み込んでくれるような居場所というのが、この町には本当にはないので、そういうところを、もっと小さくてもつくっていくことが大事と思うんですけども、町長、そういうことをちょっといかが考えいらっしゃるのか、御意見を伺います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 居場所というのは、一人一人が、例えば映画が好きな方は映画館が自分の居場所ということもあるって、多様な価値観において、その人自身が自分の居場所って見つけていくんではないかと私は思っておりまして、そういう条件が合う、例えば安全安心な場所は先ほど述べたような場所にあると思います。そこでいろんな出会いやコミュニティもできる話でありまして、日替わりメニューがある、よかったなという場所、世代を超えた場所、徒歩圏内にある、そういう条件で例えば具体的に札幌市のここが居場所だというのがあったら、ぜひ御紹介賜りたいと思いますし、斎藤議員がおっしゃる居場所はこういうものだという、具体的な制度設計なり、お教えいただければ、そういうことが可能なかどうか、居場所というのは、どつかが誰かがつくってくれるものでなくて、一人一人が自分の人生の中で安らぎがある居場所って、つくっていくものかなと私は思っていますので、ぜひそういう具体的なお話を賜ればありがたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） 次の質問をお願いいたします。

○7番（斎藤うめ子君） 3件目に参ります。旧でんぶん工場、今の倉庫群です。中央倉庫群の中にあるキッチンの活用について伺います。

ニセコ中央倉庫群は、1931年に建てられた石造り倉庫や、1965年に建てられた旧でんぶん工場など、かつて農産物の集積場としてにぎわっていた倉庫群をニセコ町の歴史遺産として、町民をはじめ、地域の皆さんや観光客などが集う地域活性化の拠点として再生させるために、新築するよりもはるかに高い改修費をかけて2016年に新たに生まれ変わりました。

旧でんぶん工場内にはキッチンが設置されていますが、当初から断続的、そのキッチンを使った力

フェとかレストランとか、断続的、短期的な営業が続いて、次々と経営者が替わる。そして長続きがしていません。誰もが気軽に集い、くつろげる皆さんの居場所として、いつ行っても安心して利用できる飲食の提供を継続してもらいたいという希望があります。

改修当初のキッチン設置の目的と、その後の経過から、経営が継続されない要因は何か、町長に伺います。

○議長（青羽雄土君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず最初に、御質問の「新築よりはるかに高い建築費をかけて」とおっしゃいましたが、その高いと言われる根拠が分かればぜひ教えていただければありがたいと思います。石造り倉庫をもし新築で再建すると数億円でもできないのではないかというぐらい言われておりますので、新築より高い建築費をかけてという意味がちょっと私には理解できないので、御指導を賜ればありがたいなと思います。

それでは、御質問キッチンの状況についてお答えをさせていただきます。

旧でんぶん工場内にあるキッチン備品については、業務用冷凍冷蔵庫、製氷機、大型二層シンクが各1台のほか、一般家庭用のIHのこんろと電子レンジなどということになっております。

飲食の提供が常設できていない点につきましては、先日行われました町議会の決算特別委員会でも御指摘いただいたというふうに聞いておりますが、安定的な利用者が見込まれないことから、飲食業が商売として成り立たないと思われていることが一つの要因としてはあるのかなというふうに考えております。現在、地域おこし協力隊の方が、12月6日からカフェを金曜日と土曜日にオープンしてくれております。その状況も見させていただくとともに、指定管理者の御意向も聞きつつ、キッチンとしての有効活用が図られるよう、今後とも相談してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青羽雄土君） 斎藤議員。

○7番（斎藤うめ子君） 町長の最初の質問に答えたいと思います。実はこれは最初から、改修する前から見学したりいろいろしたときに、本当にこれは改修して、歴史的な遺産として残すか残さないかということを、御指名で申し訳ないんですけども、その当時の黒瀧課長とお話ししたときのことを思い出して、質問させていただきたいんですけども、この建物を、これを改修するのに一体どれだけかかるかということをちょっとお話ししたときに、本当はもう新しく新築しちゃったほうが楽なんだよということをおっしゃったと思うんですね。それでも歴史遺産として残したいから、そのためには経費がもうすごいかかるけれども、でもやらなくちゃいけないんだということで、私のちょっともうあれ、スタートするずっと前ですので、2倍ぐらいの経費、新築するよりも、あそこを全部建て壊しちゃって、新築するよりも2倍ぐらいの経費をかけて建てられたかと思うんですけども、そのときのデータは私、ちょっと何もないですからね。それはちょっと私のほうから、答弁じゃないですけれども、一つ。

それから今、再質問で伺いたいんですけども、あそこにキッチンを、最初に申し上げたように、あそこにキッチンを設けたという、この目的、ここにも聞いているんですけども、何らかのカフェ

やレストランをする目的で、やはりキッチンを作ったと思うんです。最初から、今現在は、結局は地域おこし協力隊の方がチャレンジキッチンになったんですけども、最初からチャレンジキッチンを考えて造ったわけではないんじゃないかなと思っているんですね。そして、一応あそこで飲食、カフェやレストランをできることを想定して造られたと私は聞いていました。ところが出来上がったら、あれも足りない、これも足りない、これは営業するにはちょっと無理だということを、やろうとした方々からも伺いました。そしてその後に4人ぐらいの方が短期間において、チャレンジキッチンということで期間やってみたけれども、とてもきっちり提供できるような準備が整っていないということで、継続できなくてやめられてしまったという経緯なんですね。それで、せっかくのそういう歴史遺産としてあるのに、何かそういうところを忘れられた施設みたいになっているのは残念だなと思っています。

町長に再度お聞きしたいのは、私、最初にお聞きしたかな、キッチンを設置したというのは、お聞きしたいのは、なぜ中途半端な、きっちり営業ができないようなキッチンを設置してしまったのか、それをやってみた方々が皆さんおっしゃっているんですね、地域おこし協力隊の方々。ですから、そういうキッチンをなぜ取り付けたのか。それから、もしこれからそれを継続してやっていくには、やはり最低限設備をしなければいけないと思うんです。それを、これもなかなかちょっと複雑なところもあるようですけれども、今、指定管理者になっていると思うんですけども、それぞれの皆さんの思いもいろいろあるので、なかなかそこがまとまらないのかなと思うんですけども、当初の一番最初にキッチンを設置した、その思いはどこにあったのかなと思うんですけども。

○議長（青羽雄土君） 黒瀧消防庁舎整備室長。

○消防庁舎整備室長（黒瀧敏雄） まさか私に御指名が当たるとは思っておりませんでした。答弁させていただきます。

建築費が高いと言った記憶は、ちょっと私はなくて、工事をするのは、既存のものを使ってやるというのは大変だと当時言った記憶があると思います。決して、高くなるという、そういう答弁をしたつもりは当時はなかったと思いますが、よろしいでしょうか、まずそこは。

それと、なぜキッチンをあの程度のものかということなんですが、当然いろいろ、平成23年にあの計画を立てまして、今から数えてみると14年ぐらい前のお話なんですけれども、一応いろいろと、あそこをどうやって活用したらいいかということで、中央地区の人たちも含め、あと町民みんなを含めまして、ワークショップをやったり、いろんなことをやってですね、屋台村みたいな、そういう建物にしないでほしいというのをまず皆さんのお意見からありました。

要は、そういう商店とか、そういう集まったようなものではなくて、地域の人たちがあそこに集まって楽しめるような、そういう場を造ってほしいということが地域から、また皆さんから上がって、それでああいう、でんぶん工場の後、歴史の継承ということの一環でみんなが集まるような、そういう場の提供をまず造ろうということで、ただ、ちょっとした、その中でお茶とか、ちょっとしたことができるような、そういうような建物にしてくれという要望があったので、ああいうちょっとしたキッチン、カフェをちょっと出すようなものを当時設置したと。決して料理を作ったり、何か飲食を出すというつもりで、あそこを造るということではなかったということで理解していただきたいという

ふうに思っています。以上です。

○議長（青羽雄土君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 最初の動きは今、黒瀧室長が説明したとおりであります。もともと営業ベースでやるという発想は全くないので、集まったときに、みんなで自分たちでお茶ぐらい出せるようにしようねということで。したがって、シンクも最初は一つでありますので、活用が非常に多くなってきた、その中でやはりコーヒーぐらい出したほうがいいよねというふうになったときに、シンク一つだと保健所から許可が下りないということになりましたので、それで、その後にシンクですとか必要な備品を整備して、現在に至ったというような事であります。当初からそういう面では活用が結構多いので、そういう変更を行って現在に至っているというような状況でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

建築費についても、黒瀧室長から説明があったとおりでありますけれども、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄土君） 斎藤議員。

○7番（斎藤うめ子君） 私がそのときに伺った話とちょっとずれがあるんですけれども、確かに既存のものを使って、それを改修するというのは大変なことなんですね、お金がかかる。それはおっしゃっていたんですよ。ですから、実際にお金は、私が伺いたいのは、全く建て壊して新しく造るよりはかかったということは事実なんですね。そんなことはないんですか。

それでもう一つ、これは、町長いろいろおっしゃったんですけども、時代とともにいろいろ要望も変わってくるし、変化するのはやむを得ないんですけども、あそこは営業用とはいえ火も使えないとか、いろんな本当に、最初の、今、町長から説明聞いて、ああ、そういうのだったのかなという、ちょっと私がいろんな方から、四、五人の方から聞いた話とはちょっと大分違うんですけどもね。ただ、今現在の様子を見ていますと、結構いろんなイベントがあって、そしてせっかくあそこをもつと活用したらいいんじゃないかなという思いはあります。

先日私が行ったときはお茶一杯も飲めなかったこともありますのでね。ですから、やはり今、指定管理者でやっていますけれども、皆さん指定管理者も変わると考え方も変わっていって、いろいろもう、なかなかまとまるのは難しいかもしれませんけれども、キッチン云々にするには予算がかかりますので、そこはやはりきっちと話し合いをして、やはり最初の目的、一番最初の目的であった、地域の拠点としてできるように、やはり皆さんとお話し、検討を重ねるべきではないかと思っていますけれども。

○議長（青羽雄土君） 片山町長。

○町長（片山健也君） おっしゃるとおり、指定管理者含めて、地域の皆さんといろんな協議をしながら現在も進めておりますので、これからもそのようにしていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄土君） 次に、9番、篠原正男君。

○9番（篠原正男君） さきに通告いたしましたとおり、一般質問を2件行わせていただきます。

最初に、高齢の方や身体の不自由な方への生活支援についてと題しまして質問をいたします。

先般、お1人でお住まいの高齢者宅のごみ処理についての情報提供があり、担当課とも情報共有をすすることができました。

内容的には、高齢の方がごみ処理のために交通量の多い国道を横断の後、約100メートル以上も歩道のない国道を歩き、ごみステーションに通うというようなものでありました。大変交通量が多く、危険が伴います。ましてや、冬道ではその危険度が大幅に上がります。私はこの事例を単にいわゆる独居老人のごみ収集対応、例えばごみステーションを増やすとか移動するとかという問題ではなくて、高齢の方や障害をお持ちの方々が、それらの生活支援として、新たな視点で町としての取組を考えていいくべきと考えておりますが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（青羽雄土君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの篠原議員の御質問にお答えいたします。

御質問の件に関しましては、先般、担当課にごみ収集の相談として御連絡をいただきました。御相談の、今御説明があったように、御高齢の方や障害をお持ちの方が歩行が困難などの理由で、ごみステーションまでの運搬が極めて難しいという実態があることから、こうした方を対象に見守りの役割を兼ねて、自宅からごみをごみステーションまで運搬することの方策が必要ではないかというふうに考えております。こうした手助けがどのような形ができるかなど、その内容や具体化について多少整理する時間をいただくことになりますが、できるだけ早期に何らかの対応が取れないか検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（青羽雄土君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 既に対応されつつあるということでございますので、積極的な対応をお願いしたいと思いますが、その視点の一つといたしましては、いわゆる独居老人や障害をお持ちの方々のそのごみ処理というのは、例えばその家の周りに、あってはならないんですが、焼却をしてしまうですか、また、埋めてしまって野生動物が荒らしてしまうだとかという、そういうような懸念もされるわけでありますので、積極的なこの対応というのをお願いしたいというふうに思いますし、また、若干時間がかかるということでございますけれども、これは私は待ったなしの状況にあるのではないかというふうに思います。町全体の状況を把握するのに時間はかかるけれども、気づいた点については素早く取り組むという、こういう姿勢が大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄土君） 富永町民生活課長。

○町民生活課長（富永匡君） 篠原議員の再質問にお答えをいたします。

現在、私たちのほうと福祉課と共同なんですけれども、制度設計について詰めております。それでいろいろ中身については細かな部分があるんですけれども、できるだけ独居老人、高齢者ですとか障害者、それだけじゃなく、一時的に怪我をなさったとか病気になったとか、そういう方たちなど、その方たちも含めて何とか支援、手助けできないかということで、いろいろ制度設計のほうをしているところでございます。

あと、これも予算の絡むものなので、新年度予算に計上するというような形をちょっと考えているんですが、それについては昨日、予算見積りの提出がありまして、それにも一応盛り込んではおります。ただ、中身については今後もうちょっと詰めていかなければいけない部分ですとか、あと、誰が業

務というか、それをやっていただけるのかとかというのも含めて、今いろんな各関係機関と協議をしておりますので、その部分についてちょっと時間がかかる可能性があるということで町長の答弁にはなっておるのですけれども、それが整理をできましたら早急に開始をしてということを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄土君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 了解いたしました。

ただ一つ指摘しておきたいのは、ニセコ町第9期高齢者保健福祉計画を見ますと、その中にたくさんある項目があるんですが、高齢者福祉事業として軽度生活支援サービスから高齢者緊急通報体制整備まで六つの事業が挙げられています。やはりそこに落ちているのは、いわゆる生活環境をどう維持するかという観点の事業がやはり落ちているだろうなと。ですから、この辺も含めて福祉、単なる福祉の視点ではなくて、生活環境を含めた全体の取組という位置づけをして、この事業を進められないか、再度お伺いいたします。

○議長（青羽雄土君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今御指摘いただきましたことも含めて、できるだけ進めてまいりたいと考えておりますので、またいろんな面での御指導もお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄土君） 次の質問にお願いいたします。

○9番（篠原正男君） それでは、2問目に入らせていただきます。先般、本定例会におきます補正予算審議の中でも質問させていただきましたが、JRニセコ駅入り口上部の時計が本年3月下旬から故障しております。この部分につきましては町観光協会ホームページにその旨が掲載されて8か月がたとうとしております。それぞれ工事はもう既に発注され、修繕または取替え等の工事が行われるものという期待をしております。ただ、この件の事例につきましては、単に担当課だけの問題ではなくて、これまでにも宮田小学校の浄化槽の工事や、ちょうど工事等の例などがあったことから、これは文書不存在に関わって時間がかかったりしたという事例でありますけれども、行政全体での課題意識共有や今後こうした事例が起きないための取組が必要と考えます。そこで今回の事例を行政全体の課題とした取組がなされたか否かについての点と、今後の文書管理についての町長の所見をお伺いいたします。

○議長（青羽雄土君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの篠原議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回のニセコ駅の時計につきましては、昭和63年に駅の大規模改修工事が完成した翌年の平成元年8月に、親時計1台、壁掛け時計4台、電子チャイム一式が設置されております。この時計につきましては当時の東山プリンスホテルからニセコ町観光協会へ寄附されて設置したものでございます。これに伴う関係文書は、ニセコ町において平成12年から運用しておりますファイリングシステムの導入前の文書ではありますが、ルールにのつとり、導入前ファイリング基準表によって管理され、30年保存として適切に文書管理が行われておりました。しかし、寄附時の引継ぎ書類には、修繕などの実施に必要な図面などが一部不足しており、現在の駅舎を管理している観光協会への確認、また、修繕に係る費用面から検討などに時間を要した次第でございます。この件に関しましては大変時間がかかります。

りましたことにつきまして、重ねて申し訳なくおわびを申し上げます。

なお、文書管理につきましては、ニセコ町文書管理条例や規則にのっとり文書管理システムの運用を通じて行われておりますが、ファイリングの日の実施であるとか、適正に職場内が管理できるよう、今後とも努力して努めてまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄土君） これにて一般質問を終了します。

この際、議事の都合により、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後2時06分

再開 午後2時20分

○議長（青羽雄土君） それでは引き続き会議を開きます。

### ◎日程第3 発議第2号

○議長（青羽雄土君） 日程第3、発議第2号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書案の件を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、木下裕三君。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） 令和6年12月5日の本会議において当委員会に付託されました発議第2号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書案に関して、12月5日、全員出席のもと、産業建設常任委員会を開催し慎重審議した結果、発議第2号は原案どおり可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（青羽雄土君） 委員長の報告が終わりました。

これより、発議第2号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書案の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、発議第2号 國土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案の件を採決します。

本件は委員長報告のとおり、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり、原案のとおり可決すべきものとすることに決しました。

#### ◎日程第4 議案第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第4、議案第1号 ニセコ町気候変動対策推進条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第1号 ニセコ町気候変動対策推進条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第2号

○議長（青羽雄士君） 日程第5、議案第2号 ニセコ町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号 ニセコ町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第3号

○議長（青羽雄土君） 日程第6、議案第3号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第3号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第4号

○議長（青羽雄土君）　日程第7、議案第4号　ニセコ町防災会議条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番（高木直良君）　条例案の改正内容そのものではないんですが、関連して、この防災会議において重要な役割の一つに、地域防災計画、これを策定していくということにおいて、今回、女性を委員として入れて、その視点を大事にしていきたいということだったと思います。

それで、今年の3月の時点で既に地域防災計画見直しがされたわけですけれども、実は11月20日に後志振興局で、災害から外国人旅行者と観光事業者を守るためにという大きなテーマで講師の講演などがございました。それで私は改めて考えるに、地域防災計画で、十分改正できて精緻になってきているとは思うんですが、私が感じるのは、この住民だけではなくて、特に観光の町ニセコにおいては、外から来る方、とりわけ外国人が多いわけで、こういった外来者の方たち、滞在者の方たちに対する災害時の対応について防災計画を改めて見ますと、そこには明示されていないというふうに私は感じました。

改めて町のホームページを見ますと、数年前に省庁、国交省観光庁のホームページを見てくださいということで誘導する、そういうページはありました。そこには、ここにアクセスすると多言語いろいろ情報が出ますよとか、そういった情報はホームページには載っています。

それともう一つは、町として策定した国土強靭化計画のニセコ版、これには数行ですけれども、今の外国人の方たちに対する施策について十分対応する必要があるという、そういう文言があったんですね。それは確かに強靭化計画の中に含まれてはいるんですけども、地域防災計画の中にもそういった、先ほど言った外国人を含めた旅行者に対する対応を明記すべきではないかというふうに考えました。

それで、条例そのものではないんですが、関連の私の今の疑問といいますか問題提起についてどのように現段階でお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄土君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　防災計画につきましては、適宜、国や道の改正ごとに見直しさせて現在に至っているところであります。

ただ、現在、従業員もそうですが、施設のオーナー自身の責任者が海外の方もおられるということで、そこへの周知はまだ不足しているというふうに認識をしてございます。防災計画の見直し全体を絶えず英語版でというのはちょっと相当ハードルが高いんですが、概要版であるとか、あるいはPRについては、今後、必ず英語を含めた対応について検討してまいりたいと考えております。

また、ホームページについては、新年度において、検索機能が相当今、劣っている状態に実はなっておりまして、これらについて全面的な見直しをしてまいりたいと考えておりますので、この辺の周知も少し入れていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄土君）　高木議員。

○3番（高木直良君）　今お答えになった部分というのは、防災計画そのものを英語表記したりして

提供しようということなんですが、例えば強制化計画の中では、災害時も外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識等の英語表記やピクトグラム表記を推進するというふうに書かれているんです。そういうような意味でのこの講座といますが講演の中にもあるんですけども、実際にどんなことが起こり得るのか、そういったことに対応した、もちろん従業員を雇っている事業者さんも含めた防災に関わる対応について、いざ災害が起きたときにどんな対応をするかということを計画そのものに入れ込むと。あるいはそれを計画に基づく実施計画のようなものを、特化した計画を立てるべきではないかというのが私の提起です。ですから、計画そのものを英語表記で知らしめるという意味じゃなくて、対策をどうするかということが必要なのではないかということです。それについてお考え、よろしくお願いします。

○議長（青羽雄土君） 福村総務課長。

○総務課長（福村一広君） 高木議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の防災会議の条例を改正するに当たって、うちの担当係長とも話していたんですけども、今回、女性を選ぶということが主体にあるんですが、その中でも観光事業者の方をこの会議に入れたり、そういうことはちょっと担当係長とは話しておりました。その中で、平成30年に起きた北海道胆振東部地震、これの教訓、観光客がホテルに缶詰にされたという事例もありますので、その辺も踏まえて、今後はホテル事業者との連携協定なども含めて進めていかなければいけないねという話は進めておりますので、まずは、この会議の中に女性も含めて観光事業者の方々も入れていきたいと、そういった中で会議を開いていって、その防災計画のほうも改めていくという形にはしていきたいというふうに、今のところ担当のほうでは考えているというところでございます。

○議長（青羽雄土君） ほかに質疑はありませんか。

7番、斎藤議員。

○7番（斎藤うめ子君） この防災会議条例の一部を改正する中で、今回改正されたのは、(6)の「その他町長が必要と認める者5人以内」、2人から5人になったわけですね。そしてその増えた分3人を女性に充てるという説明だったと思うんですけども、この人数を5人以内にした理由を伺いたいと思うんですけども、それで、私は前回9月の定例会で防災についていろいろと質問させていただきました。いろんな事例も述べさせていただいたと思うんですけども、その中で、今1点はそれと。

それから、この5番のところの「委員は次の各号に掲げる者をもって充てる」というところの(2)で「町長がその部内の職員のうちから指名する者3人」となっているんですけども、これはこのままですね。そうなると確かに一步前進したことは認めますけども、初めて男性しかいないところに女性が3人加わる。ただ、割合としては非常に少ないんじゃないかなと思うんですけども、この5人になったというところが私は10人にもよかったですんじやないかなと思っています。それから今の5番の(2)のところですね、この点も検討されてもよかったですんじやないかなと思いますけども、町長に伺います。

○議長（青羽雄土君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 斎藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、町長がその部内の職員のうちから指名するものというところは3人を見直したほうがよかつ

たんではないかということなんですが、基本的には、以前にもちょっとお話ししたんですけれども、この防災会議は、基本的に関係部署の連絡調整を果たしながらそれを計画の中に盛り込んでいくというそもそももの基本的な考え方がありますので、基本的には関係各所との連絡調整を緻密に行って防災に備えていくという考え方を基にして、この防災会議条例を組み立てていたと。

これは、実はこの上部の法律の中では、防災会議に関しては上部団体の北海道の防災会議を基本的なモデルとしてつくってくださいという、実はあります、それを基にニセコ町でもそういうことを踏襲してつくられている会、条例になっております。そのため、北海道の中でも基本的には連絡調整の担当、町長部局というか北海道部局の中でも担当部署が入っているというところからの流れで、基本的にはニセコ町の中では、この防災に対する都市建設課長などの関係部署の方々を入れているというところです。

とは言いつつも、先ほど高木議員から御指摘のあったニセコ町特有の問題、課題もありますので、それについては今後、女性なり観光事業者などを選定していく、そういう特有なものもカバーしていきましょうと。

人数については、いきなり10人といつてもなかなかこの選任するのもちょっと大変なものですから、取りあえず、町長とも協議して、3人程度増やして、それを女性に充てていこうというところからスタートして、必要に応じて、まちづくり基本条例にも一方の性に偏らないようにという規定がございますので、こちらのほうも含めて徐々に見直していこうというところでございますので、御理解のほうをよろしくお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（青羽雄土君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 御承知のとおり、地域防災計画自体は、相当分厚い計画でありまして、会議自体も相当専門性を要するということで、警察の方であるとかに出ていただいての固い会議でありますので、実は会議自体の招集も相当簡単にはできないような状況でございます。その中で一部の皆さんに大変御負担をおかけしますけれども、スタートとしてはこのぐらいにして、ただ、防災計画自体の自由な懇談会というのは今まであまりやられてこなかったので、そこはまちづくり講座を含めて、広く御意見なり疑問点なり出されるような、そういったことは今後、開催していきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（青羽雄土君） 斎藤議員。

○7番（斎藤うめ子君） 町長、これは専門性を要求するということもおっしゃいましたけれども、私はちょっとこだわっているのは5番の(2)番です。部内の職員というのは、これは役場内の職員ということになりますか。そうすると、私が想定するのは、どういう部署か、ここにちょっと書いていいないんですけども、例えば都市建設課だと、それから保健福祉課とか、それから企画環境課とかそういうところが担当するかなと思っているんですけども、そうすると、今までだと課長、管理職が担当するという形になっているようなんですねけれども、それを中でもうちょっと広げて、女性の係長もいるでしょうから、検討して、この方を委員にしましょうという、そういう発想というのはできないのかなと思っているんですけども、専門性といったら、皆さん大変だと思うんですけども、一部だけが専門性、では課長は全部専門性があるのかといったら、それはどうかなというふうに思って

いますけれども、各部で検討して出すという、そういうことは検討されないのかなと思っているんです。

○議長（青羽雄土君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 斎藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

現在この3人は、副町長、それから保健福祉課長、都市建設課長の3名を指名しているという状況でございます。先ほど高木議員からも御指摘のあった観光防災の関係とか、様々な問題があるので、商工観光課長を入れるだとか、そういったことは今後あり得るかなと思いますが、取りあえず今の段階では、実はこの選任については2024年の4月に選任したばかりでございますので、今後、次の段階に行くときには、またその辺も改めて検討していきたいと思ってございます。以上でございます。

○議長（青羽雄土君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） ちょっとつけ足しです。

今言った3人という形にはしておりますが、防災会計画ができた時点では、例えば課長会議ですか、それから各課に周知をして、また内容的に引っかかるところがないかとか、つけ加えなければならぬところはないかとかというような形はやらせていただいているので、そこは相変わらず全体の意見集約という部分については配慮してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（青羽雄土君） 斎藤議員。

○7番（斎藤うめ子君） この防災計画というのは、ただいま、2024年、今年できたので、これは期間が2年というのは、あと残りの1年半は、この改正で3名でいくということになりますか。その後にまた条例を検討する可能性はあるというふうに取っていいですか。

○議長（青羽雄土君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 今回の委嘱の任期期間は令和6年4月1日から令和8年の3月31日までの委嘱期間ということでございます。それに今回3人追加しますので、委嘱最終年まで残りの期間を委嘱期間として、今後、選任して委嘱していくという作業になってきますが、当然その中で、議論していく上で必要であれば、また改正に向けて調整をしていきたいと思いますし、この期間内であっても、何かあれば改正は必要に応じて行ってまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（青羽雄土君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第4号 ニセコ町防災会議条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第5号

○議長（青羽雄士君） 日程第8、議案第5号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第5号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第9号

○議長（青羽雄士君） 日程第9、議案第6号 令和6年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第6号 令和6年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第7号

○議長（青羽雄土君） 日程第10、議案第7号 令和6年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第7号 令和6年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第8号から日程第14 議案第11号

○議長（青羽雄土君） 日程第11、議案第8号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

る条例の一部を改正する条例の件から日程第14、議案第11号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の件まで4件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、ファイル番号202の2ページ、日程第11、議案第8号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月13日提出。ニセコ町長、片山健也。

3ページを御覧いただきたいと思います。

3ページの下、提案理由でございます。一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.1か月引き上げることに伴い、ニセコ町議会議員報酬等審議会にて審議した結果、議会議員に係る期末手当の支給月数を一般職同様の月数に引上げを行うため本条例を提出するということでございます。

議会議員の皆様についても、ただいま御説明したように人事院勧告による一般職の期末勤勉手当の引上げと同様の引上げを行うというものですございまして、本文をまず御覧いただきたいと存じますが、本文に、第6条第2項において100分の225か月とありますが、これは年2回の支給のうち1回分の支給月数であって、6月と12月の年2回の支給で表すと100分の450で4.5か月分となります。改正後は100分の450が460となり、4.6か月分、年になると0.1か月分の引上げということを表す表としております。

続きまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後のニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定、こちらは令和6年6月の支給に係る分から適用、いわゆる遡り支給をするという規定をしてございます。期末手当の内訳については、これは記載のとおりでございます。

最後に、議案の3ページの下、この条例改正に関する町民参加等については、ニセコ町まちづくり基本条例第54条によりまして、令和6年12月6日にニセコ町議員報酬等審議会、こちらにて審議をしてございます。

なお、確認のため、後ほど御覧いただきたく、条例の新旧対照表につきましては、ファイル番号999-7、こちらの1ページに記載してございます。これは後ほど御覧いただきたいと存じます。

議案第8号に関する説明は以上でございます。

続きまして、同じファイルの次の4ページでございます。

日程第12、議案第9号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月13日提出。ニセコ町長、片山健也。

5ページの下、提案理由でございます。一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.1か月引き上げることに伴い、ニセコ町議員報酬等審議会にて審議した結果、特別職に係る期末手当の支給月数を一般職同様の月数に引上げを行うための本条例の改正ということで提出してございます。

特別職給与につきましても、先ほどの議員各位の期末勤勉手当の引上げ同様0.1か月引き上げると

いう改正です。

条例の附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定は令和6年6月の支給に係る分から適用するということでございます。これも遡りということでございます。第3項の期末手当の内払ということについては記載のとおりでございます。

最後に、議案の5ページ、条例改正に関する町民参加の手続と、これにつきましては先ほど同様、12月6日開催のニセコ町議会議員報酬等審議会にて審議をしているということでございます。

新旧対照表につきましても、先ほど同様、後ほど御確認いただければと存じます。

議案第9号に関する説明、こちらについても以上でございます。

続きまして、6ページでございます。

日程第13、議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

ちょっと進んでいただいて10ページの下に提案理由がございます。令和6年度の人事院勧告において、民間の支給割合との均衡を図るために、給料表の改訂、期末手当、勤勉手当の支給率及び寒冷地手当額の増額が勧告されたことを受け、本町においても、人事院勧告に準じた改正を行うため、本条例を改定するということでございます。

続いて7ページに戻っていただきまして、改正条例の本文です。上から4行目でございますが、第15条第2項中100分の122.5をというところから4行下の末尾、100分の50に改めるとありますけれども、ここまでが条文の改正によりまして正職員の期末と勤勉手当を合わせて年0.1か月分引き上げを行うということ、また、暫定再任用職員を含む定年前再任用短時間勤務職員、こちらについては期末手当を合わせて年0.05か月引き上げるという改正となっている中身でございます。

次に、同じ7ページから9ページにかけまして別表でございます表が並んでおりますが、これは職員の月例給、毎月の給料の官民較差、これが2.76%という基準が出ているわけでございますが、この2.76%を用いて約30年ぶりとなる高水準の引上げ改定を行った人事院勧告、これにのっとりまして本町においても改正を行っておるというところでございます。

続きまして、10ページ上段の表でございますが、これは改正後の寒冷地手当、これを示す表でございます。気象データなどの指標、ここから判断をし、ニセコ町は国からこの表の二つ目のところにありますが、この2級地に区分をされております。このため、扶養親族のある職員は月額2,640円引き上げて2万6,000円、その右は月額1,440円アップの1万4,500円、その右は月額1,000円アップの9,800円、こちらの支給ということになります。

10ページ中ほどの附則でございますが、この条例については公布の日から施行いたします。附則の適用区分というところですが、給料のベースアップは4月の支給分から遡り、また、期末勤勉手当と寒冷地手当についてはそれぞれの支給要件を満たす月まで遡って適用する旨、これを記載してございます。給与の内払及び規則への委任については記載のとおりでございます。

最後に、町民参加の手続については、まちづくり基本条例第54条第1項第3号に該当し、町民参加の手続を要しないとしているところでございます。

議案第10号に関する説明は以上でございます。

続きまして、203をお聞きいただきたいと思います。追加の補正予算でございます。

まず、今203をお開きいただいたんですが、もう一つ開いていただきたく、ファイルタイトルの999-6、これが補正予算資料のナンバー4という資料でございます。

これの2ページの上に補正の概要が書いてございます。今回の追加補正は、人事院勧告に伴う職員人件費の増額、それから国の交付金交付が決まったデマンドバスシステム更新事業費、それから教職員住宅の解体前アスベスト含有調査、それから維持管理費、これが主な内容でございます。

先ほど申し上げた203にお戻りいただきたく存じます。1ページでございます。

日程第14、議案第11号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算について説明いたします。

令和6年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,725万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ74億644万3,000円とする。

第2項 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和6年12月13日提出。ニセコ町長 片山健也。

次の2ページの第1表から4ページまでは記載のとおりでございます。

5ページの事項別明細書の歳出でございますが、今回の補正額は合計で1,725万2,000円。

その財源について、まず、国・道からの支出金が220万円、一般財源が1,505万2,000円となります。6ページ、歳入でございます。

まず、15款国庫支出金2項1目1節の過疎地域持続的発展支援交付金220万円、こちらの補正でございます。後ほど歳出に計上しておりますが、デマンドバスシステム更新事業費補助について、過疎地域持続的発展支援交付金事業、こちらの活用を見込んでおり、交付決定があったため、歳出に充当する費用を補正いたします。

次のページ、20款繰越金、1項1目1節の前年度繰越金1,505万2,000円の補正。歳入歳出の均衡を図るための補正でございまして、前年度繰越金を充当いたします。これによりまして留保の財源、前年度繰越金を1,500万何がし活用するということで、留保の財源は、この時点で2,730万9,000円となります。

続きまして8ページ、歳出でございます。

1款議会費、1項1目3節の議員期末手当22万9,000円。内訳は、年間支給月額が4.5か月から4.6か月と0.1か月分引上げとなる分の補正でございます。

9ページ、2款1項6目企画費、18節のデマンドバス運行事業補助220万円。デマンドバスシステム更新事業費補助について、当初システムの保守管理のため、新たなシステム更新に併せAI機能の追加導入を予定していましたが、補助金の交付決定があり、これらのほか、外国語対応の機能向上が該当となったことから補正をするということでございます。

その下、7目1節の会計年度任用職員報酬24万円。人事院勧告に伴う企画環境課所属の集落支援員給料の改定となります。以後、フルタイム勤務以外の会計年度任用職員は各所属課から予算計上としてございます。

その下、17目職員給与費は全体で745万8,000円、こちらの補正です。人事院勧告に伴う増額で、内訳としては、2節の一般職給与が99万6,000円、3節の職員手当等が514万6,000円、それから次の10ページでございますが、4節共済費、これが131万6,000円、これらの増額補正となります。

その下、2項1目税務総務費、1節の会計年度任用職員報酬72万2,000円。人事院勧告に伴う税務課所属会計年度任用職員報酬の増額でございます。以後、御説明する会計年度任用職員報酬の増額は全て人事院勧告に伴うものでございます。

11ページ、3款1項2目老人福祉費、1節の報酬、こちらは保健福祉課所属の会計年度任用職員の報酬6万9,000円の補正。

その下、ニセコハイツ・デイサービスセンター設備更新等事業補助32万5,000円。これにつきましては、ニセコ福祉会が運営する特別養護老人ホームニセコハイツにおいて、消防設備点検でスプリンクラー設備に異常が発見され、火災時に動作しないということから、早急な修理を支援するというものでございます。

その次、2項児童福祉費、1目1節の報酬、こちらはこども未来課の会計年度任用職員報酬の52万円の増額。

その下、子ども館の会計年度任用職員報酬7万円の増額。

12ページ、6款1項1目農業総務費、1節の報酬、これは農政課所属の会計年度任用職員報酬の36万8,000円の増額補正。

その下、3目18節のクリーン農業総合推進事業補助14万6,000円。こちらは令和6年度イエスクリーン米の生産終了、この実績で当初見込んでいたよりも低たんぱく米が約1,000俵増加して出荷されたため、支援のための補助金不足分を補正するというものでございます。

続きまして、13ページ、8款7項住宅費、1目1節の報酬、都市建設課所属の会計年度任用職員報酬19万2,000円の補正でございます。

それから、14ページ、10款1項3目教職員住宅費、12節のアスベスト含有調査委託料106万7,000円。こちらは教員住宅有島1から6号、それから本通39から40号、これについて老朽化のため解体を予定しておりますが、解体前にアスベスト含有調査をする必要があるため補正をするというものでございます。

その次、2項小学校費、1目1節の報酬、これは各小学校所属の会計年度任用職員報酬51万円の補正。

その下、3項中学校費、1目1節の報酬、これは中学校所属の会計年度任用職員報酬44万円の増額補正。

その下、10節修繕料38万3,000円。こちらは2月6日にニセコ中学校3年生の教室の暖房機1台が不調となり取替え修理が必要となったことから補正をするというものでございます。

その下、幼児センター所属の会計年度任用職員報酬174万2,000円の補正。保育士の皆さんでございます。

それから、15ページ、こちらは総合教育課総合体育館所属の会計年度任用職員報酬54万4,000円の補正。

それから、16ページ以降でございますが、今回の補正で特別職、一般職及び会計年度任用職員の報

酬、給与、各種手当等の補正をし、こちらにある給与明細書を変更してございます。その旨につきましては、この16ページから19ページにかけて記載してございます記載のとおりでございます。

最後に、タブレットの999-6、こちらの1ページでございます。先ほど開いていただいた補正予算資料ナンバー4、こちらにつきましては、先ほどの概要のほかに、今回の補正に伴いまして一般会計に変更が生じておりますので、変更後の各会計の総括、それから一般会計補正予算の内訳等を記載しております。御審議の参考としていただきたいと存じます。

これをもちまして議案第11号に関する提案理由の説明を終了いたします。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（青羽雄土君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により、午後3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時15分

○議長（青羽雄土君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第8号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第8号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第9号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第9号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番（高木直良君） 参考のためにお聞きしたいんですけども、前の議案も含めて提案理由の中にある、人事院勧告に準じてというふうに説明がございます。人事院勧告は御承知のように全国国家公務員対象にした全国の民間との差を埋めるということになると思いますが、準じたというふうに書いてあるんで、これは恐らく各地方の人事委員会の勧告を参考にしているのかなと思うんですが、この準じてのときに、例えば都道府県の人事委員会がありますので、このエリアでいうと北海道に人事委員会がございます。そこで勧告が出されていると思うんですが、それとイコールなのか、準じたというのはどの辺を調整されて準じたというふうになっているのか、それについて補足的に御説明いただければありがたいと思います。

○議長（青羽雄土君） 福村総務課長。

○総務課長（福村一広君） 高木議員の御質問にお答えしたいと思います。

それぞれの人事委員会があるところは人事委員会で決定するということでございまして、市町村の場合で人事委員会を持たないところは基本的には人事院勧告に準じてやるということでございます。都道府県の場合とか政令市の人事委員会でやっていることは、基本的には人事院勧告に準じて検討をしていると思いますが、独自で計算している自治体もあると聞いておりますので、ニセコ町の場合は基本的には都道府県は全く見ておりませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄土君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 改めてそれを知りました。

それで、私たちはこの地方に住んでいて、その民間の方たちの給与実態というのあまり知らないですよね、平均的にどうなっているかとか。とりわけ、ではニセコ町の民間の方はどのぐらいかというのは全然分かりません。今のお答えですと、道全体の実態も直接は反映していない、全国のものをそのままほぼ引き写してということと聞きました。

それで、今後の在り方として、これはなかなか難しいと思うんですが、民間との較差を埋めるという趣旨なんですけれども、この地域にお住まいの方がどのようにそれを感じるかということがちょっと私も気になるところであります。その意味で、これは毎年というわけにはいかないと思うんですが、統計的な機会があれば、この地域の民間の労働者、働いている方たちの賃金実態など、水準が分かれれば私たちはそれを意識することができるのかなと思いますので、今後の課題としてできれば受け止めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄土君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 地方公務員も含めですけれども、国家公務員については、今回人事院勧告で行う理由の一つとして、労働基本権の制約というものがございます。労働基本権の制約があるために、今回人事院で調査をして、それに基づいて官民較差をなくすというのが基本建前でございまして、民間の場合はどちらかというと労働権がきちんとしておりますが、その争議によって基本的に賃金を決めていくということが基本にあるので、なかなか民間企業の状況も違うものですから、私たちが独自に調査をしてというのはなかなか難しいのと、ニセコ地域に限定すると、御存じのように、観光事業者はかなり給料は、私たち以上に高いと聞いておりますので、あえてそこを見てしまうと、逆に言うと較差が生まれているじゃないかというところもあると思いますので、そこは私たちはあまり参考にしないほうが逆にいいのかなというふうには個人的には思っておりますけれども、そういうことも踏まえて、その辺のちょっと業種によっても大分違うと思いますけれども、基本的には国に準じてというところで落ち着くのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（青羽雄土君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 実は全国の首長が集まる会議で、公務員全体ですが、給料が安いということでおなかなか人が集まらないという実態になっています。特に北海道においても周辺部、札幌市以外は相当市町村においては人が足りないといいますか、そういう実態でありますので、それは総務省に対しては地方の実態を踏まえてくれということを言っておりまして、特にこのニセコ・倶知安地域、住宅の価格が上がっているということで、住宅手当につきましては総務省のほうの規定で、これまで国公準拠と言われておりましたが、地域で事情がある場合については、地域の実態に合わせて増減されることは認めるということの通知が来ておりまして、それに基づいて昨年、ニセコ町の一部職員の住宅手当については上限を上げさせていただきました。来年につきましても、上限を上げても、その下限を上げないと職員の住宅手当に反映できないので、そこは新年度において多少調整を行っていきたいというように考えております。

国につきましては今、東京都が20%、都内では地域手当というのが出ています。結局その東京だけ地域手当が出ていることが東京一極集中を促進しているという側面もあって、これはおかしいのでは

ないかということは総務省の幹部に会うたびに言っておりますし、また我々のいろんな首長のネットワークの中でも、こういったものを地域で独自に判断できるような、そういった柔軟性を持ってほしいというのは引き続き要請してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第11号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第11号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議員派遣の件について

○議長（青羽雄士君） 日程第15、議員派遣の件についての件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

◎日程第16 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（青羽雄士君） 日程第16、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長よりお手元に配付したとおり、会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上をもって、今期定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これにて、令和6年第8回ニセコ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 3時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 青羽雄士（原本自署）

署名議員 斎藤うめ子（原本自署）

署名議員 木下裕三（原本自署）